

## 基本計画書

基		本		計		画		
事項	記	入	欄	備	考			
計画の区分	研究科の設置							
フリガナ設置者	カクコリジツ トカイダイク 学校法人 東海大学							
フリガナ大学の名称	トカイダイクダク 東海大学大学院 (Tokai University Graduate School)							
大学の位置	神奈川県平塚市北金目4-1-1							
大学の目的	東海大学大学院は、東海大学建学の精神にのっとり、専門分野における高度な学術の理論及び応用を教授研究し、その意義を認識すると同時に、その深奥を究め、又は高度の専門性が求められる職業を担うための深い学識及び卓越した能力を培い、文化の創造発展と人類の福祉に貢献することを目的とする。							
新設学部等の目的	<p>【健康学研究科】 「健康社会」の実現に向けて、社会・精神・身体的な諸要素で構成される「健康」を多角的・統合的に捉え、生じている諸問題の解決を目指していく。そして、健康社会の実現に不可欠である、“健康を多角的・統合的に理解”し、“健康社会の実現に向けた合理的アプローチと実社会へ還元するためのマネジメント力”を兼ね備えた人材を養成する。</p> <p>【健康学研究科 健康マネジメント学専攻】 「健康社会」の実現を志向し、社会・精神・身体的な側面から健康を多角的・統合的に捉え、社会政策やコミュニティ開発、個人の健康支援までも視野に入れた教育を展開する。「健康社会」の実現に向けて、「健康」を一体的に提供できる社会体制や、コミュニティでの仕組みづくりが強く求められていることから、健康に関する現代社会の課題への対応や仕組みづくりを重視し、具体的には、次の人材を養成する。 ①健康を多角的・統合的に理解し、人びとや社会のニーズを科学的根拠に基づいて適切に把握し、分析するための研究手法をもった人材 ②社会的健康を基盤とした関連する多様な分野の高度な知見を有し、健康に関する社会的課題に対して解決策を構想できる人材 ③健康社会の実現に向けた合理的アプローチと、実社会へ還元するためのマネジメント力・研究力・発信力をもった人材</p>							
新設学部等の概要	新設学部等の名称	修業年限	入学定員	編入学定員	取容定員	学位又は称号	開設時期及び開設年次	所在地
	健康学研究科 [Graduate School of Health Studies]	年	人	年次人	人		年 月 第 年次	神奈川県平塚市北金目4-1-1
	健康マネジメント学専攻 [Course of Health Management]	2	6	-	12	修士 (健康マネジメント学) [Master of Health Management]	令和4年4月 第1年次	
計		6		12				
	同一設置者内における変更状況 (定員の移行、名称の変更等)	健康科学研究科（廃止） 看護学専攻（廃止）（△10） 保健福祉学専攻（廃止）（△10） ※令和5年4月学生募集停止  医学研究科 看護学専攻（8）（令和4年4月届出予定）						
教育課程	新設学部等の名称	開設する授業科目の総数				卒業要件単位数		
	健康学研究科健康マネジメント学専攻	講義	演習	実験・実習	計			
		19科目	4科目	2科目	25科目	30単位		

【基礎となる学部】  
健康学部健康マネジメント学科

教育課程等の概要														
（健康学研究科 健康マネジメント学専攻 修士課程）														
科目区分	授業科目の名称	配当年次	単位数			授業形態			専任教員等の配置					備考
			必修	選択	自由	講義	演習	実験・実習	教授	准教授	講師	助教	助手	
基礎科目	健康学研究概論 1	1前	2			○			9	3	2			オムニバス
	健康学研究概論 2	1後	2			○			9	3	2			オムニバス
	量的研究法	1前	2			○			2	1	1			オムニバス
	質的研究法	1後	2			○			3					オムニバス
	小計（4科目）	—	8	0	0	—			9	3	2	0	0	
域）専門科目（社会的健康領域）	健康社会特論	1前		2		○			1					
	健康社会政策特論	1後		2		○			1					
	地域健康政策特論	1前		2		○				1				
	ソーシャルワーク特論	1前		2		○			1					
	地域福祉特論	1前		2		○			1					
	子ども家庭福祉特論	1後		2		○			1					
	高齢者福祉特論	1前		2		○			1					
	介護福祉特論	1後		2		○			1					
	小計（8科目）	—	0	16	0	—			7	1	0	0	0	
的専門科目（精神・身体）	精神保健福祉特論	1後		2		○					1			
	障害者心理学特論	1前		2		○			1					
	健康栄養マネジメント特論	1前		2		○				1				
	応用健康科学特論	1後		2		○				1				
	健康運動心理学特論	1後		2		○				1				
	トレーニング科学特論	1前		2		○			1					
	健康情報解析法特論	2前		2		○					1			
	小計（7科目）	—	0	14	0	—			2	2	1	0	0	
科ワルドイック	フィールドワーク実習A	1・2休		1				○	1					集中
	フィールドワーク実習B	1・2休		1				○	1					集中
	小計（2科目）	—	0	2	0	—			2	0	0	0	0	
目ゼミナール科	健康学研究 1	1前	2				○		8	3				
	健康学研究 2	1後	2				○		8	3				
	健康学研究 3	2前	2				○		8	3				
	健康学研究 4	2後	2				○		8	3				
	小計（4科目）	—	8	0	0	—			8	3	0	0	0	
合計（25科目）		—	16	32	0	—			9	3	2	0	0	
学位又は称号	修士（健康マネジメント学）		学位又は学科の分野				社会学・社会福祉学関係							
卒業要件及び履修方法								授業期間等						
「基礎科目」8単位および研究指導教員が担当する「ゼミナール科目」8単位を必修、「専門科目（社会的健康領域）」より8単位を選択必修とする。 その他、「専門科目（社会的健康領域）」、「専門科目（精神・身体的健康領域）」、「フィールドワーク科目」より6単位以上、合計30単位以上を修得し、修士論文の審査ならびに最終試験に合格すること。（養成する人材と教育課程との関係は別紙のとおり）								1学年の学期区分			2学期			
								1学期の授業期間			14週			
								1時限の授業時間			100分			

授 業 科 目 の 概 要			
（健康学研究科 健康マネジメント学専攻 修士課程）			
科目区分	授業科目の名称	講義等の内容	備考
基礎科目	健康学研究概論1	<p>（概要）健康社会の実現の必要性を理解し、健康に関連する現代社会の問題や地域社会の課題解決のための知識を身につける。健康社会を実現するために必要な社会的な要素に加え、メンタルヘルス、運動、栄養、といった精神・身体的要素に視野を広げ、多角的・統合的に健康にアプローチするための知識の習得を目標とする。健康な個人・社会の実現に焦点を置き、高齢化・少子化・グローバル化等による生活環境・社会環境の変化を、広い視野で総合的に捉えるための基礎となる科目である。なお、授業形態はオムニバス方式により行い、「7 妻鹿ふみ子」が科目責任者として、各回の授業が適切に連動するよう教員間の調整を行い、健康への多角的・統合的アプローチの主旨に沿った授業運営を行う。</p> <p>（オムニバス方式／全14回）</p> <p>(9 妻鹿ふみ子／1回) 地域における新たな支え合い</p> <p>(1 阿部正昭／1回) 社会の産業化と介護</p> <p>(2 有賀誠司／1回) 体力トレーニングの理論</p> <p>(10 池内真弓／1回) 機能的食品の研究と健康科学</p> <p>(3 菅野和恵／1回) 障害児・者の心理</p> <p>(11 古城隆雄／1回) 地域健康政策の動向と課題</p> <p>(4 小林 理／1回) 子どもや家庭の生活支援のあり方</p> <p>(13 柴田健雄／1回) データサイエンスと健康課題</p> <p>(14 長沼洋一／1回) メンタルヘルスの今日的課題</p> <p>(5 中野いずみ／1回) 現代社会と高齢者の支援</p> <p>(6 西村昌記／1回) 包摂社会とは？その原理と構成要件</p> <p>(12 西垣景太／1回) 健康運動心理学の理論</p> <p>(7 菱川 愛／1回) ソーシャルワークの今日的課題</p> <p>(8 堀真奈美／1回) 持続可能な健康社会とは</p>	オムニバス方式
	健康学研究概論2	<p>（概要）健康社会の実現の必要性を理解し、健康に関連する現代社会の問題や地域社会の課題解決のための思考を身につける。「健康学研究概論1」で得た知識を基に、人びとや社会のニーズを適切に把握し、健康に関する社会的課題に対して解決策を構想できる技量を身につけること目標とする。健康な個人・社会の実現に焦点を置き、高齢化・少子化・グローバル化等による生活環境・社会環境の変化を、広い視野で総合的に捉えるためより実践的な科目である。なお、授業形態はオムニバス方式により行い、「7 妻鹿ふみ子」が科目責任者として、各回の授業が適切に連動するよう教員間の調整を行い、健康への多角的・統合的アプローチの主旨に沿った授業運営を行う。</p> <p>（オムニバス方式／全14回）</p> <p>(9 妻鹿ふみ子／1回) 地域における新たな支え合いのあり方</p> <p>(1 阿部正昭／1回) 超高齢社会における新しい介護</p> <p>(2 有賀誠司／1回) 体力トレーニングの実践的課題</p> <p>(10 池内真弓／1回) 機能的食品の開発と商品化</p> <p>(3 菅野和恵／1回) 障害児・者への支援のあり方</p> <p>(11 古城隆雄／1回) 地域健康政策についての将来的展望</p> <p>(4 小林 理／1回) 子どもや家庭についての政策的課題</p> <p>(13 柴田健雄／1回) 健康分野におけるデータサイエンスの未来</p> <p>(14 長沼洋一／1回) メンタルヘルスへの新しいアプローチ</p> <p>(5 中野いずみ／1回) 高齢者支援のための法制度とサービス</p> <p>(6 西村昌記／1回) 包摂社会構築のための実践的アプローチ</p> <p>(12 西垣景太／1回) 健康運動心理学の実践的課題</p> <p>(7 菱川 愛／1回) ソーシャルワークの将来的課題</p> <p>(8 堀真奈美／1回) 持続可能な健康社会への実践</p>	オムニバス方式

科目区分	授業科目の名称	講義等の内容	備考
基礎科目	量的研究法	<p>(概要) 健康に関する人びとや社会のニーズを科学的根拠に基づいて適切に把握し、分析するための研究手法を身につけるための科目である。健康に関する多様なデータが氾濫するなか、そのデータの意味を理解したり、適切なデータを収集・分析する上で統計学の知識は必要不可欠となってきた。また、データ解析の基本的技術として多変量解析の手法を身につけることも同様である。この科目では、統計学の基本的知識の習得からはじめ、多変量解析の基礎から応用までを学ぶ。</p> <p>(オムニバス方式/全14回) (11 古城隆雄/4回) 度数分布、代表値、標準偏差等の記述統計、相関係数など基礎的統計概念、因果関係と相関関係の区別、統計的検定の手法などを学ぶとともに、統計ソフト (SPSS) を用いて、データ処理の実際や分析上の注意事項を習得し、量的データ分析に必要な知識とスキルの獲得を目指す。</p> <p>(6 西村昌記/全4回) 重回帰分析、ロジスティック回帰分析、パス解析、因子分析など多変量解析の手法を学ぶとともに、多重共線性、疑似相関、媒介効果、交互作用効果など、多変量解析を実際に施行する上での必要となる知識・技法を習得する。</p> <p>(3 菅野和恵/全2回) 多変量解析を用いた研究論文の購読を通じて、多変量解析を実際に施行する上での基礎知識に加え、データ収集上の企画力を養う。</p> <p>(13 柴田健雄/全4回) 健康学研究の実例を紹介するとともに、時系列解析 (生存時間分析、将来予測モデル、健康学でのヒト試験でよく使われる線形混合モデルなど)、人工知能 (機械学習)、数理モデルを利用した心理分析に必要な知識とスキルの獲得を目指す。</p>	オムニバス方式
	質的研究法	<p>(概要) 健康に関する人びとや社会のニーズを科学的根拠に基づいて適切に把握し、分析するための研究手法を身につけるための科目である。健康学における実践の質の向上のためには、量的・客観的に測定することが困難な、言語的で、動的で、相互作用的なものが含まれる質的研究が必要である。本講義では、質的研究法の基本的な考え方や特性、プロセス、代表的な調査技法、分析手法について理解することを目指す。受講者が自らの研究目的にとって最適な質的調査方法を選択できることに資する。</p> <p>(オムニバス方式/全14回) (9 妻鹿ふみ子/全5回) 佐藤郁哉の『質的データ分析法』に依拠しつつ、「豊かで厄介な」質的データをいかに定性的にコーディングし、すなわち脱文脈化 (セグメント化) し、それをもとにいかに再文脈化してストーリーにしていくなか、という質的データの分析の基本的作法を学ぶ。実際のインタビューデータを使い、その手法を理解する。また文字テキストデータを使う他の分析手法であるKJ法についてもその概要を学ぶ。</p> <p>(4 小林理/全4回) 質的調査のデータ収集の代表的な方法としての観察 (参与、非参与)、個別インタビュー (構造化インタビュー、半構造化インタビュー、非構造化インタビュー)、フォーカスグループ、現象学的方法を学び、質的研究方法における特徴の違いについて理解する。</p> <p>(6 西村昌記/全5回) 量的研究法と質的研究法は相対立する方法論として提示されることが多い。例えば前者は客観的で法則定立的であるのに対して、後者は主観的で個性記述的手法であるなど。近年、このような誤った認識を乗り越え、それぞれの意義を明確にするとともに、2つの方法論を併用することにより、研究の妥当性と信頼性を高めるための手段として混合研究法 (ミックスドメソッド) が注目されるようになった。混合研究法の意義と基本的方法について学ぶ。</p>	オムニバス方式
専門科目 (社会的健康領域)	健康社会特論	健康社会とは、人びとの可能性や潜在能力が発揮できる機会と環境の最適化された社会を意味する。そのような社会のあり方を「包摂社会 (Inclusive Society)」と命名し、その構成要件と原理を検討する。具体的には、QOL/QOD、エシカル消費、ダイバーシティ、サステナビリティ、ジェネラティビティなどをキーワードに、人びとの消費行動から地球環境問題までを広く視野に入れ、現代社会の課題と解決策の考察・議論を通じて授業を進めていく。	
	健康社会政策特論	健康社会のあり方は、それぞれの国の歴史、社会・文化や価値観 (公助・共助・互助・自助に対する意識含む) によって一様ではない。また、健康は、個々人の生活習慣、遺伝的な要素のみならず、社会環境の影響を少なからず受ける。新型コロナ感染拡大でも明らかになったが、個人の健康を自己責任で全て対応することに限界があることは明白であり、健康社会の実現には、何らかの社会的な仕組みとしての政策が必要であると考えられる。本講義では、健康と社会保障経済の関係に焦点を当てながら、マクロレベルでは、医療費や介護費の第三者支払いという社会的仕組みである医療保険、介護保険などの関連法や制度、ミクロレベルでは、地域や企業における健康増進への取り組み施策、環境づくり、仕掛けを学ぶ。	
	地域健康政策特論	地域の医療・介護政策を概観し、医療費・介護費・健康指標の地域差、保険財政、医療政策の理念などについて学ぶ。また、少子高齢化・人口減少が地域医療ニーズに与える影響、人口減少が進む地域の医療体制と人材配置・定着問題、在宅医療や介護施設での看取りに関する情報提供における課題、総合診療医と専門医の連携、患者の権利と医療基本法をめぐる議論、オンライン診療に関する課題などを取り上げ、地域健康政策についての理解を深める。	
ソーシャルワーク特論	ソーシャルワークにおける「人と環境との相互作用」について理解するとともに、さまざまな実践モデルについて理解することを目的とする。具体的には事例検討を通じ、ソーシャルワークの価値と目的、実践機関の機能、時間的枠組み、実践モデルといった多様な要素が関係する現場のコンテクストを踏まえた上で理論に基づいた実践に繋げるための基礎的な理論と技術を修得する。		

科目区分	授業科目の名称	講義等の内容	備考
専門科目 (社会的健康領域)	地域福祉特論	地域福祉とは単に「地域で行われる福祉」ではなく理念として社会福祉を貫く一本の太い幹となっている。地域福祉推進のために今改めて問われていることは、いかにコミュニティを持続可能なものにしていくかということと、個別の相談に対応できる態勢をいかに構築するかということである。コミュニティは経済のグローバル化、社会の高齢化、分断、という大きな波にさらされており、期待とはうらはらに、脆弱なものになっている。期待はされているが地域における相談対応の態勢構築も緒に就いたばかりである。その脆弱さを踏まえた地域福祉の理論と実践の構築が不可欠であることを理解する。	
	子ども家庭福祉特論	子どもや家庭の生活支援のフィールドでは、どの子どもにも必要となる発達や成長の環境の保障に関わる普遍的な課題と支援の視点が求められる。さらに、発達の個性や障害、環境から影響を受ける被害者、非行など、個別に対応が求められる課題と支援の視点もあわせながら、研究課題を見出し考察していく必要がある。本講義では、普遍と個別の支援の組み合わせやバランスの視点をもちつつ、子ども家庭福祉のフィールドにおける研究課題の構成を理解する。	
	高齢者福祉特論	現代の日本は超高齢社会のもと、元気な高齢者の健康志向の高まりとともに、介護サービスの需要も増えている。また、所得格差による不利益をなくしながら、認知症の人が地域で暮らしていけるような支援、高齢者の居住支援についても、実践に沿う形での課題解決が必要である。高齢者の医療・福祉その他の現場で起きている諸問題に着目し、当事者と家族の視点から、法制度とサービス、経済活動のあり方について考える。	
	介護福祉特論	わが国は平均寿命の伸長、要介護高齢者の増加・重度化、介護期間の長期化が進む一方で、職業機会の増大と分化、家族の小規模化などにより、介護の社会化ニーズが高まっている。そこで、改めて近現代における社会・制度の変遷を概観しながら、元来介護（そして、家事や保育）は家族機能の一部であったのか、家族介護は自然で望ましいのか、といった問題を検証する。その上で、要介護者の誰に介護されるのかされないのかを決める権利、介護者の介護する権利・しない権利を踏まえつつ、介護の社会化ニーズと支援システムのあり方・方法を考究する。また、当事者の権利擁護の視点から、認知症のある人へのケアの在り方、地域包括ケア推進の課題等、学生の関心ある小テーマを設定しながら講義する。	
専門科目 (精神・身体的健康領域)	精神保健福祉特論	日本の精神保健福祉においては、自死やひきこもり、うつ、依存などたくさんの社会的課題が近年取り上げられている。また、精神科医療の面では、「病院から地域へ」という大きな命題が掲げられてきた。さらに、高齢社会に伴う認知症患者の増加という新たな課題にも直面している。本講義では、こうしたメンタルヘルスに関連する様々な課題をとりあげながら、医療や福祉、心理的背景を理解し、その社会的課題を解決する方法を考えることを目標とする。	
	障害者心理学特論	知的障害やLD、ADHD、自閉症スペクトラム障害といった発達障害に関して、心理、教育、ならびに福祉の理念について概説するとともに、その心理的特徴やアセスメント法、指導・支援の在り方について考究する。本講義において、知的障害やLD、ADHD、自閉症スペクトラム障害といった発達障害に関する心理、教育、ならびに福祉の理念、心理的特徴、アセスメント法、指導法の理論的背景と概要が理解でき、具体的な支援方法を考えることができることを目標とする。	
	健康栄養マネジメント特論	私たちが社会で生きるためには、「食べる」ことが必要である。また「食べる」ことにより、様々な健康が生まれる。本講義は、現代社会の健康課題解決のための「栄養改善法の開発」や正しい摂取法を支援するための「食育プログラムの開発」など、健康社会の創生に寄与するための実践的な学びの場とする。また、利用者の食環境をよりよくすることで健康リスクの回避や軽減をめざす方法を議論し、子どもから高齢者まで、さまざまな対象の栄養マネジメントのあり方を理解していく。	
	応用健康科学特論	現代社会においては、「食と健康」が大きく関連しており、主な疾患の発生要因を把握することは、機能的食品等の開発、政策や制度の変更にも繋がる。この科目では、食品や機能的食品の摂取と健康との関連について、保健機能食品、栄養機能食品などの実際の商品開発のための方法や商品化について具体的な例を紹介する。さらに、機能的食品の正しい知識、消費者への注意、栄養学的背景や安全性、医薬品との相違等についての理解や、適切な情報提供のあり方などについての理解を深める。また食品分野だけでなく、医療・製薬・科学領域への応用を視野に入れた研究についても理解を深める。	
専門科目 (精神・身体的健康領域)	健康運動心理学特論	健康社会を実現するためには、健康・運動・心の関わりについて、その概念を理解する必要がある。この科目では、健康運動心理学に関連する理論的背景について概観し、ストレス対処やパーソナリティ形成といった基本的問題について理解を深めていく。また、生活環境なども含め様々な年代や立場に応じた運動と心理学の可能性について検討をしていく。具体的には、健康行動、健康教育、コーチング、ソーシャルサポート理論、ヘルスケアシステム、カウンセリング等の具体的な視点と融合し、メンタルヘルスの視点からも健康な心理状況をいかに作り、維持するかを総合的に考察する。	
	トレーニング科学特論	健康社会を実現し、これを維持するためには、「運動」の正しい理解と適切に指導・運用する能力が必要となる。この科目では、正しい運動方法とその指導法を身に付け、健康社会を構成する多様な分野で活躍できる人材を育成することを目的とする。具体的には、さまざまな対象や目的に応じた各種トレーニングの実技と指導法を習得するとともに、その理論（科学的根拠）についても理解を深める。	
専門的科目 (健康・精神・身)	健康情報解析法特論	「基礎科目」における研究法の学びを踏まえ、さらに高度な健康に関する情報解析の力を養うことを目的とする。現代社会においては、多様化する考え方や複雑・多元化する社会構造、通信技術の発展等により、「生まれてくる情報」も日々変化している。また、健康に関連する情報も膨大な量が存在し、これらの情報から科学的エビデンスを得る能力は、重要なスキルになっている。本講義では、社会・精神・身体に関わる健康全般にわたる介入研究のデザインから科学的エビデンスを検証する力を育成するために、情報の取り扱い方や分析方法・解析技術を学ぶとともに、ビッグデータの扱い方、機械学習モデルの応用についても扱う。	

科目区分	授業科目の名称	講義等の内容	備考
フィールドワーク科目	フィールドワーク実習A	この科目は、健康社会を創生するための「地域貢献活動」を体験することにより、①実践現場からの問題発見、②大学院で得た知識の実践現場での活用と、学びの統合化、③実践現場での内容を整理・分析し、理論化に向けた力量を養う科目である。実際のフィールドワークに際しては、(1)十分な事前学習、(2)実践現場での体験を通して社会問題や生活問題を広く捉えること、(3)事後指導において実習体験をまとめることにより、修士論文のための研究テーマの深化や実践力を身につけることを目的とする。「フィールドワーク実習A、B」での学習過程をとおして、健康社会の実現に向け、研究成果を実社会へ還元するためのマネジメント力の深化につなげる。	
	フィールドワーク実習B	この科目は、健康社会を創生するためのNGO/NPO等の団体にインターンとして参加することにより、①実践現場からの問題発見、②大学院で得た知識の実践現場での活用と、学びの統合化、③実践現場での内容を整理・分析し、理論化に向けた力量を養う科目である。実際のフィールドワークに際しては、(1)十分な事前学習、(2)実践現場での体験を通して社会問題や生活問題を広く捉えること、(3)事後指導において実習体験をまとめることにより、修士論文のための研究テーマの深化や実践力を身につけることを目的とする。「フィールドワーク実習A、B」での学習過程をとおして、健康社会の実現に向け、研究成果を実社会へ還元するためのマネジメント力の深化につなげる。	
ゼミナール科目	健康学研究1	<p>(概要)「健康学研究1」では、研究指導教員の専門とする学問分野の基礎知識を基に、履修する学生が自ら研究課題を発見し、テーマを明確化していくことを目標とした第一段階の演習として位置づけられる。具体的には、専門とする分野の社会的課題を整理し、関連する研究動向を確認するとともに、文献検索や先行研究の検討を行う。また、研究のデザインや分析方法、結果の記述の仕方、考察やまとめ方についても学んでいく。「健康学研究1～4」における、研究テーマの明確化から修士論文完成までの過程をとおして、健康社会の実現に向け、研究成果を実社会へ還元するためのマネジメント力を身につけていく。</p> <p>(1 阿部正昭) 介護職を中心とした職業エートスの形成と職場組織のマネジメントに関する研究</p> <p>(2 有賀誠司) 対象や目的に応じた筋力トレーニングの方法や指導法に関する研究</p> <p>(5 中野いずみ) 地域における高齢者の居住を含む生活支援に関する研究、老人福祉施設におけるソーシャルワークに関する研究</p> <p>(6 西村昌記) 人びとの可能性や潜在能力が発揮できる機会と環境の最適化された社会（包摂社会）の構成要件に関する研究</p> <p>(8 堀真奈美) 公共政策（特に保健・医療・福祉分野）評価および社会保障の持続可能性に関する研究</p> <p>(9 妻鹿ふみ子) コミュニティにおける人びとの連帯、ケアを基盤とする共生社会構築のためのケア倫理についての研究</p> <p>(10 池内真弓) 食品・栄養成分の生理活性作用に関する研究および疾病予防・健康増進を目指したヒトを対象とした研究</p> <p>(3 菅野和恵) 知的障がいや発達障がいを持つ人の心理や支援方法に関する研究</p> <p>(11 古城隆雄) 地域における医療や介護の提供体制、保険財政、健康増進に関する研究</p> <p>(4 小林 理) 子どもの貧困、家族政策と子ども家庭支援、特に、ひとり親家庭への社会的支援に関する研究</p> <p>(12 西垣景太) 健康運動と心理学のかかわりについて広く概観し、健康社会の実現に向けてどのような可能性があるかを模索する</p>	

科目区分	授業科目の名称	講義等の内容	備考
ゼミナール科目	健康学研究 2	<p>(概要) 「健康学研究 2」では、「健康学研究 1」で明確化したテーマをもとに、研究計画書の作成を行う。また、「健康学研究 1」で行ったテーマの明確化のための文献整理をより精緻化し、文献レビューの仕方についても習得する。なお、計画書の作成にあたっては、健康を多角的・統合的に捉える視点を念頭に、分野横断的な着想を奨励する。「健康学研究 1～4」における、研究テーマの明確化から修士論文完成までの過程をとおして、健康社会の実現に向け、研究成果を実社会へ還元するためのマネジメント力を身につけていく。</p> <p>(1 阿部正昭) 介護職を中心とした職業エートスの形成と職場組織のマネジメントに関する研究</p> <p>(2 有賀誠司) 対象や目的に応じた筋力トレーニングの方法や指導法に関する研究</p> <p>(5 中野いずみ) 地域における高齢者の居住を含む生活支援に関する研究、老人福祉施設におけるソーシャルワークに関する研究</p> <p>(6 西村昌記) 人びとの可能性や潜在能力が発揮できる機会と環境の最適化された社会（包摂社会）の構成要件に関する研究</p> <p>(8 堀真奈美) 公共政策（特に保健・医療・福祉分野）評価および社会保障の持続可能性に関する研究</p> <p>(9 妻鹿ふみ子) コミュニティにおける人びとの連帯、ケアを基盤とする共生社会構築のためのケア倫理についての研究</p> <p>(10 池内眞弓) 食品・栄養成分の生理活性作用に関する研究および疾病予防・健康増進を目指したヒトを対象とした研究</p> <p>(3 菅野和恵) 知的障がいや発達障がいを持つ人の心理や支援方法に関する研究</p> <p>(11 古城隆雄) 地域における医療や介護の提供体制、保険財政、健康増進に関する研究</p> <p>(4 小林 理) 子どもの貧困、家族政策と子ども家庭支援、特に、ひとり親家庭への社会的支援に関する研究</p> <p>(12 西垣景太) 健康運動と心理学のかかわりについて広く概観し、健康社会の実現に向けてどのような可能性があるかを模索する</p>	

科目区分	授業科目の名称	講義等の内容	備考
ゼミナール科目	健康学研究3	<p>(概要) 「健康学研究3」では、研究計画書をより確実なものとするために、必要に応じてパイロットサーベイを実施するとともに、修士論文中間報告会を実施する。したがって、より効果的なプレゼンテーションの仕方やで有意義なディスカッションの作法についても学んでいく。なお、パイロットサーベイの実施については、フィールドワークを活用することも推奨する。「健康学研究1～4」における、研究テーマの明確化から修士論文完成までの過程をとおして、健康社会の実現に向け、研究成果を実社会へ還元するためのマネジメント力を身につけていく。</p> <p>(1 阿部正昭) 介護職を中心とした職業エートスの形成と職場組織のマネジメントに関する研究</p> <p>(2 有賀誠司) 対象や目的に応じた筋力トレーニングの方法や指導法に関する研究</p> <p>(5 中野いずみ) 地域における高齢者の居住を含む生活支援に関する研究、老人福祉施設におけるソーシャルワークに関する研究</p> <p>(6 西村昌記) 人びとの可能性や潜在能力が発揮できる機会と環境の最適化された社会（包摂社会）の構成要件に関する研究</p> <p>(8 堀真奈美) 公共政策（特に保健・医療・福祉分野）評価および社会保障の持続可能性に関する研究</p> <p>(9 妻鹿ふみ子) コミュニティにおける人びとの連帯、ケアを基盤とする共生社会構築のためのケア倫理についての研究</p> <p>(10 池内真弓) 食品・栄養成分の生理活性作用に関する研究および疾病予防・健康増進を目指したヒトを対象とした研究</p> <p>(3 菅野和恵) 知的障がいや発達障がいを持つ人の心理や支援方法に関する研究</p> <p>(11 古城隆雄) 地域における医療や介護の提供体制、保険財政、健康増進に関する研究</p> <p>(4 小林 理) 子どもの貧困、家族政策と子ども家庭支援、特に、ひとり親家庭への社会的支援に関する研究</p> <p>(12 西垣景太) 健康運動と心理学のかかわりについて広く概観し、健康社会の実現に向けてどのような可能性があるかを模索する</p>	



科目区分	授業科目の名称	講義等の内容	備考
ゼミナール科目	健康学研究 4	<p>(概要) 「健康学研究 4」では、修士論文中間報告会の結果を踏まえたうえで、これまで進めてきた研究をまとめ上げ、健康学研究の最終目標である修士論文を完成させる。「健康学研究 1～4」における、研究テーマの明確化から修士論文完成までの過程をとおして、健康社会の実現に向け、研究成果を実社会へ還元するためのマネジメント力を身につけていく。</p> <p>(1 阿部正昭) 介護職を中心とした職業エートスの形成と職場組織のマネジメントに関する研究</p> <p>(2 有賀誠司) 対象や目的に応じた筋力トレーニングの方法や指導法に関する研究</p> <p>(5 中野いずみ) 地域における高齢者の居住を含む生活支援に関する研究、老人福祉施設におけるソーシャルワークに関する研究</p> <p>(6 西村昌記) 人びとの可能性や潜在能力が発揮できる機会と環境の最適化された社会（包摂社会）の構成要件に関する研究</p> <p>(8 堀真奈美) 公共政策（特に保健・医療・福祉分野）評価および社会保障の持続可能性に関する研究</p> <p>(9 妻鹿ふみ子) コミュニティにおける人びとの連帯、ケアを基盤とする共生社会構築のためのケア倫理についての研究</p> <p>(10 池内眞弓) 食品・栄養成分の生理活性作用に関する研究および疾病予防・健康増進を目指したヒトを対象とした研究</p> <p>(3 菅野和恵) 知的障がいや発達障がいを持つ人の心理や支援方法に関する研究</p> <p>(11 古城隆雄) 地域における医療や介護の提供体制、保険財政、健康増進に関する研究</p> <p>(4 小林 理) 子どもの貧困、家族政策と子ども家庭支援、特に、ひとり親家庭への社会的支援に関する研究</p> <p>(12 西垣景太) 健康運動と心理学のかかわりについて広く概観し、健康社会の実現に向けてどのような可能性があるかを模索する</p>	

**設置の趣旨等を記載した書類**  
**健康学研究科**

**【目次】**

- 1 設置の趣旨及び必要性…p. 2
- 2 修士課程までの構想か、又は、博士課程の設置を目指した構想か。…p. 4
- 3 研究科、専攻等の名称及び学位の名称…p. 4
- 4 教育課程の編成の考え方及び特色…p. 4
- 5 教育方法、履修指導、研究指導の方法及び修了要件…p. 7
- 6 基礎となる学部との関係…p. 10
- 7 入学者選抜の概要…p. 10
- 8 教員組織の編成の考え方及び特色…p. 12
- 9 施設・設備等の整備計画…p. 13
- 10 管理運営…p. 14
- 11 自己点検・評価…p. 15
- 12 情報の公表…p. 15
- 13 教育内容等の改善を図るための組織的な研修等…p. 18

## 1 設置の趣旨及び必要性

### 1. 東海大学大学院健康科学研究科の改組

2023年4月、健康学研究科は、本学大学院健康科学研究科を基礎として設置される。

健康科学研究科は、1999年4月に伊勢原校舎（神奈川県伊勢原市）に開設され、保健医療福祉に関連する研究領域間の有機的な連携のもとで人間の健康を総合的に捉える学問として「健康科学」を位置づけ、看護学専攻と保健福祉学専攻の2専攻を設置している。

両専攻は、「保健医療福祉サービスの連携・統合」を共通の目標として切磋琢磨し、研究者の養成に加え、看護学専攻では専門看護師（CNS）課程の充実、保健福祉学専攻では社会人（福祉専門職）を対象としたリカレント教育といった独自の訴求点を有して教育研究を展開し、これまで約300名の修了生を輩出してきた。

2018年度、健康科学研究科の基礎となる健康科学部が改組され、伊勢原校舎に設置された医学部看護学科と湘南校舎（神奈川県平塚市）に設置された健康学部健康マネジメント学科に分離した。両学科は2021年度が完成年度であり、それぞれの学士課程にふさわしい大学院修士課程を再構築すべく検討を進めた結果、2023年度に、健康科学研究科（看護学専攻・保健福祉学専攻）の学生募集を停止し、伊勢原校舎に医学研究科看護学専攻、湘南校舎に健康学研究科（健康マネジメント学専攻）を新設する。

### 2. 健康学研究科設置の社会的背景・必要性、教育研究上の目的・養成する人材

#### 1) 健康学研究科の設置

健康とは、身体的健康のみを指すものではない。WHOの定義を持ち出すまでもなく、社会的健康（人間関係、生きがい等）と精神的健康（メンタル）も身体的な健康に大きな影響を及ぼし、相互に作用しあっている。健康を構成する要素は、それぞれが独立したものであると同時に密接な関係にあり、個人の次元のみならず、家族・家庭の健康、集団や組織の健康、地域社会の健康など、より複雑に多層化している。

現在の日本を見ると、人口減少とともに高齢化が急速に進展しており、2040年代半ばにピークを迎えるまで高齢者数の大幅な増加が見込まれ、住まい、生活、医療、介護等への総合的対策が不可欠である。これらの状況から、健康増進や予防等を広く捉え、「健康」を一体的に提供できる社会体制や、コミュニティでの仕組みづくりが強く求められており、様々な分野を跨り、多層化する社会構成の中に存在する、「健康」を捉え、理解し、整理し、そして「健康社会」を実現していく、「マネジメント能力」が、現代の日本には必要とされている。

設置する健康学研究科においては、「健康社会」の実現に向けて、社会・精神・身体的な諸要素で構成される「健康」を多角的・統合的に捉え、生じている諸問題の解決を目指していく。そして、健康社会の実現に向けた合理的アプローチと実社会へ還元するための「マネジメント力」を兼ね備えた人材を養成する。

#### 2) 健康マネジメント学専攻の設置

研究科で養成する人材像を受け、健康マネジメント学専攻では、「健康社会」の実現を志向し、社会・精神・身体的な側面から健康を多角的・統合的に捉え、社会政策やコミュニティ開発、個人の健康支援までも視野に入れた教育を展開する。また、「健康社会」の実現に向けて、「健康」を一体的に提供できる社会体制や、コミュニティでの仕組みづくりが強く求め

られていることから、健康に関する現代社会の課題への対応や解決のための仕組みづくりに寄与できる人材を養成することを目標とする。

なお、以上の人材を養成するにあたっては、高度の専門的職業人の養成に重点を置く。これにより、今後ますます需要が高まると想定される保健医療福祉分野における高度専門職や、行政・健康産業・福祉関連企業等の求める研究能力と実践志向を併せ持つ職業人へのニーズに応えることを目指していく。近年、性・年代の枠を超えた健康志向の高まりには目を見張るものがあり、健康学研究科健康マネジメント学専攻が養成する人材への需要も堅調に推移するものと考えられる。

以上を踏まえ、健康マネジメント学専攻のディプロマ・ポリシーを次のとおり定める。

### 【ディプロマ・ポリシー】

健康学研究科健康マネジメント学専攻では、以下の能力を備えたと認められる者に学位「修士（健康マネジメント学）」を授与する。

#### 『知識・理解』

健康を多角的・統合的に理解し、人びとや社会のニーズを科学的根拠に基づいて適切に把握し、分析するための知識や研究倫理を身につけている。

#### 『汎用的技能』

専門性と実践性が求められる職業に従事し、健康に関連する多様な分野の高度な知識を活用して、社会的課題に対して解決策を構想できる能力を有している。

#### 『態度・志向性』

習得した知識と技能を実社会へ還元するためのマネジメント力・研究力・発信力を有し、積極的に社会に働きかける態度・志向を身につけている。

### 【具体的な人材像】

公共機関（自治体職員、ケースワーカー）、地域包括ケアセンター・社会福祉施設（ソーシャルワーカー）、医療機関（MSW）、精神保健福祉センター（PSW）、健康産業・福祉関連企業（研究開発・企画職等）

## 3. 研究対象とする中心的な学問分野

健康社会の実現のためには、子どもから高齢者まで、性別の違いや障害の有無にかかわらず、誰もが自分らしく健やかに過ごせるように、「健康」への多角的・統合的アプローチを実践し、人びとのニーズを適切に把握し、社会のあり方を変えていくための人材を育成する必要がある。

これを実現するため、健康マネジメント学専攻は、社会学・社会福祉学を基盤とする「社会的健康領域」（社会科学系科目区分）を中心に、「精神・身体的健康領域」（メンタルヘルス系科目、栄養科学系科目、運動科学系科目）の2領域で構成され、各領域に関する学問分野を研究対象として健康社会の実現に寄与するための研究活動を展開していく。

## 2 修士課程までの構想か、又は、博士課程の設置を目指した構想か。

健康学研究科健康マネジメント学専攻の設置は、修士課程までの構想である。

## 3 研究科、専攻等の名称及び学位の名称

健康学研究科健康マネジメント学専攻は、健康を多角的・統合的に捉え、健康社会の実現に向けた仕組みづくり、人間関係や心の健康、身体機能の理解に根ざした健康支援のあり方、実社会へ還元するためのマネジメント力を身につけるための教育研究活動を展開するところに特色がある。

そこで、研究科名を「健康学研究科」、専攻名を「健康マネジメント学専攻」とし、学位も「修士（健康マネジメント学）」とした。

### 【日本語名称】

研究科名称 : 健康学研究科  
専攻名称 : 健康マネジメント学専攻  
学位名称 : 修士（健康マネジメント学）

### 【英訳名称】

健康学研究科 : Graduate School of Health Studies  
健康マネジメント学専攻 : Course of Health Management  
修士（健康マネジメント学） : Master of Health Management

## 4 教育課程の編成の考え方及び特色

### 1. 教育課程の編成方針

#### 【カリキュラム・ポリシー】

健康学研究科健康マネジメント学専攻が定めるディプロマ・ポリシーに基づき、以下に示す教育課程を編成し、実施する。

#### 『教育課程・学修成果』

健康科学研究科健康マネジメント学専攻では、学士課程における学修成果を発展させ、より広く深い学識を養うために、研究の基礎を形成する科目、健康学領域における高度な専門性が習得できる科目、修士論文のための演習科目を配置し、順次性をもって履修できるようカリキュラムを編成している。

健康学領域における高度な専門性が習得できる科目においては、社会学・社会福祉学に基盤をおく「社会的健康領域」に加え、「精神・身体的健康領域」の科目区分を配置し、学際的で統合的な視野を育成できるよう編成している。

また、多様な領域を網羅的に学ぶことのできる必修科目を配置することにより、複眼的で幅広い視野を持った人材を養成できる教育課程を編成している。これらと併せ、複数の研究方法論を学ぶ科目を配置するなど、健康に関連する多様な分野における指導的専門職業人と

して必要な基本的能力と研究志向を育成するためのカリキュラムを特徴としている。

### 『学修成果の評価方法』

健康学研究科では、下記の基準に基づき、修士論文・学位の審査を行う。

- 1) 論題が解りやすく簡潔であり、先行研究の整理と問題設定が適切になされている。
- 2) 章立てを含め、論述の構成が適切で一貫性がある。
- 3) 適切な研究方法が用いられている。
- 4) 目的、結果、考察が適切かつ明快に記述され論じられており、設定した問題の解明がなされている。
- 5) 倫理的配慮がなされている。
- 6) 提出された学位論文は、研究科教員による閲覧を経た後、主査と副査2名の計3名による論文審査により可否を決定する。「可」となった論文について、公開形式による口頭発表及び質疑応答を行い、ディプロマ・ポリシーに示されている知識・技能・能力等についての確認を行う。
- 7) 規定の修得単位数の確認、学位論文「可」の確認、口頭発表の評価の確認に基づき、研究科学位審査会（研究科教授会）の有資格出席者の3分の2以上の「可」判定をもって学位審査「合格」とする。

以上のカリキュラム・ポリシーは、ディプロマ・ポリシーの達成のため、後述する教育課程に基づき、資料のとおり図式化することができる。（資料1：健康学研究科健康マネジメント学専攻 養成する人材と教育課程との関係図）

## 2. 教育課程の編成の考え方と特色

健康学研究科健康マネジメント学専攻では、健康社会の実現のため、遺伝子・細胞レベルから、個人の健康支援、コミュニティ開発や社会政策までも視野に入れた研究教育を展開することを目指している。そのため、社会学・社会福祉学を基盤に、生命科学、栄養学、体育学、心理学、精神保健学などの科目も網羅的に配置し、健康を身体的・精神的・社会的な側面から多角的・統合的に捉えるためのカリキュラムを編成することとした。具体的な科目区分の設定は、以下のとおりである。

- 1) 健康を多角的・統合的に理解し、科学的根拠に基づいて人びとや社会のニーズを適切に把握し、分析するための研究手法を身につけるための「基礎科目」を設定する。
- 2) 社会的健康を基盤とした関連する多様な分野の高度な知見を有し、健康に関する社会的課題の解決策を構想できる力を養うために「専門科目（社会的健康領域）」及び「専門科目（精神・身体的健康領域）」を設定する。
- 3) 健康社会の実現に向けた合理的アプローチと、実社会へ還元するためのマネジメント力・研究力・発信力を養うために、「ゼミナール科目」及び「フィールドワーク科目」を設定する。

以上を踏まえ、各科目区分における教育課程の編成と特色は次のとおりである。

- 1) 基礎科目区分

本科目区分には、必修科目の「健康学研究概論1・2」と「量的研究法」「質的研究法」を置く。

「健康学研究概論1・2」では、健康社会を実現するために必要な社会・経済的な要素に加え、運動、栄養、メンタルヘルスに視野を広げ、多角的・統合的に健康にアプローチするための知識の習得を目標とする。

「量的研究法」及び「質的研究法」では、科学的根拠に基づいて人びとや社会のニーズを適切に把握し、分析するための研究手法を習得することを目標とする。

## 2) 専門科目（社会的健康領域）区分

社会的健康領域の専門科目には、社会学・社会福祉学を基盤とした健康社会の原理と政策に関する科目（「健康社会特論」「健康社会政策特論」「地域健康政策特論」と、個別領域における福祉政策及び援助技術に関する科目（「ソーシャルワーク特論」「地域福祉特論」「子ども家庭福祉特論」「高齢者福祉特論」「介護福祉特論」）を配置している。

## 3) 専門科目（精神・身体的健康領域）区分

精神・身体的健康領域の専門科目には、精神的健康に関連する科目（「精神保健福祉特論」「障害者心理学特論」「健康情報解析特論」と身体的健康に関連する科目（「健康栄養マネジメント特論」「応用健康科学特論」「健康運動心理学特論」「トレーニング科学特論」）を配置している。

これらのうち、「健康情報解析特論」と「健康運動心理学特論」については領域横断的科目として位置づけているが、その他の科目についても、健康を多角的・統合的に捉える視点を重視している。

## 4) フィールドワーク科目区分

フィールドワーク科目（「フィールドワーク実習A・B」）は、健康社会を創生するためのフィールドワーク（地域貢献活動やインターンシップ）を体験することにより、大学院で得た知識の実践現場での活用と統合に向けた力量を養う科目である。

実践現場での体験を通して社会問題や生活問題を広く捉えること、さらに実習体験をまとめることにより、修士論文のための研究テーマの深化や実践力を身につけることを目的としている。

## 5) ゼミナール科目区分

個々の学生の研究指導教員は、入学時の学生の申告をもとに、健康学研究科教授会において適任者を決定する。個々の学生は上記の講義科目を受講する一方、研究指導教員のもとで「健康学研究1・2・3・4」を入学時より課程修了まで一貫して履修し、修士論文の完成を目指す。

適宜指導をサポートする教員を配置することにより、複数教員による研究指導体制の構築と高い学位水準の確保を図り、健康を多角的・統合的に理解し、実社会へ還元するためのマネジメント力・研究力・発信力を涵養する。

## 5 教育方法、履修指導、研究指導の方法及び修了要件

### 1. 教育方法の基本的な考え方

健康学研究科健康マネジメント専攻では、基礎となる健康学部と同様、社会学・社会福祉学を基盤とする「社会科学系科目」を中心に、「メンタルヘルス系科目」「栄養科学系科目」「運動科学系科目」を網羅的に配置するとともに、より学際性や分野越境的視点を重視した指導を行う。

基礎科目のうち「健康学研究概論1・2」では、専門分野の枠にとらわれない他分野の知識・技術が修得できるよう専門分野の異なる複数の教員によるオムニバス形式で行う。

また、研究方法論として「量的研究法」と「質的研究法」の両方を必修とし、高度な解析技法の習得を目指すとともに、専門分野以外の研究への理解力の向上を図る。

ゼミナール科目「健康学研究1・2・3・4」では、テーマ発表会、中間発表会、修士論文発表会等を、学部学生にも開かれた形で開催し、大学院担当以外の教員を含め複数の異なる専門領域の教員からも研究に対する助言を受けることができる機会を設定する。

また、研究指導体制として、副研究指導教員制度や学生ごとに複数の指導教員が参加するリサーチ・コミッティ制度を用いるなど、異なる専門領域からの発想や知見にふれることができるような環境を整える。そして専門領域の殻に閉じこもることなく、自由で学際性のある研究、実社会に還元できるような研究を推奨する。

### 2. 履修方法

履修方法は、次のとおり30単位以上を履修する。

基礎科目4科目（各2単位）はすべて必修科目であり、1年次に履修する。

専門科目（社会的健康領域）は選択必修であり、自身の研究課題と照らし合わせながら、研究指導教員との相談に基づき、4科目（8単位）以上を計画的に履修する。

専門科目（精神・身体的健康領域）については、選択科目ではあるが、健康の多角的・統合的理解という主旨に基づき、領域のバランスを考慮して複数科目選択することを推奨する。

ゼミナール科目（「健康学研究1・2・3・4」）は、1年次から各セメスターに配置しており、修士論文の進行に合わせセッション科目（集中講義形式）のフィールドワーク科目を、必要に応じて履修する。

なお、標準的な履修モデルとして、次の2つを想定している。（資料2：履修モデル）

- 1) 公共機関の福祉専門職や健康づくり・福祉行政の担い手を目指す履修モデル
- 2) 健康関連産業の研究開発・企画職を目指す履修モデル

### 3. 修了要件

健康学研究科健康マネジメント専攻の修了要件は、次のとおりとする。

「基礎科目」8単位及び研究指導教員が担当する「ゼミナール科目」8単位を必修、「専門科目（社会的健康領域）」より8単位を選択必修とする。その他に、「専門科目（社会的健康領域）」、「専門科目（精神・身体的健康領域）」、「フィールドワーク科目」より6単位以上、合計30単位以上を修得し、修士論文の審査ならびに最終試験に合格すること。

### 4. 入学から修了までの履修指導及び研究指導



## 1) 履修指導

入学時に入学者全員に対して、ガイダンスを実施する。

ガイダンスでは、健康学研究科健康マネジメント学専攻の教育理念・目的・目標、教育課程の編成方針、時間割、履修方法、研究計画、修士論文の提出時期・審査時期・審査方法等に関する説明を行い、必要に応じて研究指導教員の決定のための個別面談を行う

なお、研究指導教員の決定は、入学試験時において受験者から申告された希望に基づき、入学手続きの完了後、当該大学院生の研究計画と希望のあった当該教員の研究分野の妥当性について研究科教授会で検討し、その審議を経たうえで決定される。

研究指導教員は、大学院生の希望を尊重し、相談に応じながら、修了までの履修計画について指導する。

研究指導教員は、「履修モデル」及び「修了までのスケジュール」(資料3：修了までのスケジュール)を用いて入学時から修了時までの説明を行い、さらに大学院生が自らの研究テーマに関連づけて学修を深められるように指導を行う。履修方法は以下のとおりとする。

基礎科目4科目(各2単位)はすべて必修科目であり、1年次に履修する。

専門科目(社会的健康領域)は選択必修であり、自身の研究課題と照らし合わせながら、研究指導教員との相談に基づき、4科目(8単位)以上を計画的に履修する。

専門科目(精神・身体的健康領域)については、選択科目ではあるが、健康の多角的・統合的理解という主旨に基づき、領域のバランスを考慮して複数科目選択することを推奨する。

ゼミナール科目(「健康学研究1・2・3・4」)は、1年次から各セメスターに配置しており、修士論文の進行に合わせセッション科目(集中講義形式)のフィールドワーク科目を、必要に応じて履修する。

## 2) 研究指導

大学院生は、1年次前期に「健康学研究1」を受講し、研究指導教員の指導を受けながら、研究課題の焦点化を行い、研究テーマの検討を行う。

1年次後期の「健康学研究2」では、先行研究を整理し、研究テーマを明確にした上で、テーマ発表会で報告する。さらに研究計画の作成に着手するとともに、必要に応じて、ウィンターセッションを活用したフィールドワークを実施する。

2年次前期の「健康学研究3」では、研究計画案を提出し、必要に応じてパイロットサーベイを実施し、修士論文中間報告会で発表を行う。

2年次後期の「健康学研究4」では、修士論文の構成と各章の執筆、推敲に関する指導を受け、論文を完成させる。

研究倫理の審査を必要とする研究については、2年次前期に、研究倫理の審査を行う委員会に申請して審査を受け、承認された上で研究を開始する。

3年間の標準的な修了までのスケジュールの概要は、以下のとおりである。

### (a) 1年次

①大学院生は、研究指導教員に対して「履修計画書」を提出し、科目の履修について指導を受ける。

②大学院生は、基礎科目及び専門科目の履修と研究指導教員の指導に基づいて、研究課

題の焦点化を行い、研究テーマを設定する。

- ③大学院生は、テーマ発表会において発表し、研究指導教員のみならず、それ以外の複数の専門分野・領域の異なる教員より、研究内容、研究方法等についての助言を受ける。

(b) 2年次

- ①大学院生は、設定した研究テーマに基づいて「研究計画書」を作成し、研究指導教員の指導を受けながら研究を進める。
- ②大学院生は、必要に応じて研究倫理の審査申請を行う。
- ③大学院生は、修士論文中間発表会において発表し、研究指導教員のみならず、それ以外の複数の専門分野・領域の異なる教員より助言を受け、修士論文の作成を進める。
- ④大学院生は、修士論文を提出し、審査終了後、修士論文発表会において、完成発表を行う。

## 5. 修士論文の審査体制

修士論文の審査は、次の手続きにより進める。

### 1) 修士論文の提出

修士の学位を申請する者は、修士論文及び要旨4部（研究科教員閲覧用1部、審査用3部）を専攻長に提出する。

### 2) 審査委員の指名

修士論文の提出に先立ち、研究科教授会において、主査（研究指導教員）1名、副査2名を選定し、提出後に確定する。

### 3) 修士論文の審査及び口頭試問の実施

指名された審査委員は、論文査読を行い、口答試問実施後に修士論文審査結果判定用紙に合否判定を記載し、提出する。

### 4) 修士論文の修正

口頭試問実施後、2週間程度の修正期間を設ける。「条件付き合」の場合は、指導教員の指示の下に論文の修正を行う。

### 5) 「修士論文審査結果報告書」の提出

修正後の論文を最終審査し、「修士論文審査結果報告書」を専攻長に提出する。

### 6) 合否の判定

研究科教授会は審査委員会の報告に基づいて学位を授与すべきか否かを審議する。審議の結果、学位を授与できる者と判定するためには、3分の2以上の賛成がなければならない。

## 6. 研究の倫理審査体制

健康学研究科健康マネジメント学専攻では、面接聴取法や郵送法によるアンケート調査、

当事者等への事例調査（個別インタビュー）、身体測定等を含む実験等様々な研究活動に取り組むことから、多様な研究に対する倫理審査体制が整っていることが重要である。

本学には、「東海大学「人を対象とする研究」に関する指針」に基づき、「東海大学「人を対象とする研究」に関する倫理委員会」が設置されている。（資料4：「東海大学「人を対象とする研究」に関する指針」、「東海大学「人を対象とする研究」に関する倫理委員会規程」）

倫理審査が必要な場合は、倫理委員会に対して「研究計画書」をはじめとする関連書類が提出され、指針に遵うものであるか否かの審査がなされる体制となっている。

なお、大学院生に対する研究倫理に関する教育や指導については、「健康学研究1」で実施する。

## 6 基礎となる学部との関係

健康学研究科は、健康マネジメント学専攻のみの1専攻で構成される。基礎となる健康学部も健康マネジメント学科のみの1学科で構成されており、対応関係にある。

健康マネジメント学科は、社会学、社会福祉学、心理学、体育学、栄養学、生命科学等を専任教員の主な研究領域としており、その専任教員が健康学研究科健康マネジメント学専攻の専任教員として所属する計画になっていることから、継続的な教育研究体制を構築できる。

基礎となる学部との間における教育研究の柱となる領域（分野）のつながりについては、関係図（資料5：基礎となる学部との関係）のとおりである。

## 7 入学者選抜の概要

### 1. アドミッション・ポリシー

#### 【アドミッション・ポリシー】

##### 『求める学生像』

健康学研究科健康マネジメント学専攻の教育目標を理解し、この目標を達成するために自ら学ぶ意欲をもった人材。及び、ディプロマ・ポリシーで求められている能力を、身に付けることが期待できる基礎学力を十分有する人材。

##### 『入学者にもとめる知識・技能・思考力・判断力・表現力・態度』

#### 1) 知識・技能

社会科学のみならず、心理学、体育学、栄養学などを含む健康学分野の専門的な学修をするために必要な学部レベルの十分な基礎学力。

#### 2) 思考力・判断力・表現力

健康の多角的・統合的理解の観点から、文理にまたがる複数の学問領域の知識・技能を総合して応用できること、及び、それらを発信できること。

#### 3) 主体性を持って多様な人々と協働して学ぶ態度

多様な価値観を理解する姿勢、良好な人間関係を築いていく施設、物事に対して挑戦的に取り組む姿勢、及び自ら学ぶ意欲。

## 2. 入学者選抜の概要

健康学研究科の入学試験は、健康学部からの進学者等の受験を想定した一般入学試験、既に企業等社会での経験・実績を有している者の受験を想定した社会人特別入学試験を実施する。

大学院修士課程の学生として前提となる知識、能力等が十分に備わっていることを入学試験で確認するため、一般入学試験においては、社会科学、運動科学、栄養科学に関する専門筆記試験と外国語（英語）に関する口述試問及び事前提出資料に基づく面接試問を行う。社会人特別入学試験においては、入学後の研究計画書等の事前提出書類の審査及び提出書類に基づく面接試問（志望する専攻分野に関連する専門を含む）を行う。

## 3. 出願資格

出願資格は次のとおりである。

学校教育法第102条の規定により、次の各号の一つに該当する者。

- (1) 学校教育法第83条に定める大学を卒業した者及び2023年3月までに卒業見込みの者。
- (2) 学校教育法施行規則第155条の規定により、大学を卒業した者と同等以上の学力があると認められる者のうち、次の各号の一つに該当する者。
  - ① 学校教育法第104条第4項の規定により（大学改革支援・学位授与機構により）学士の学位を授与された者及び2023年3月までに授与される見込みの者。
  - ② 外国において、学校教育における16年の課程を修了した者及び2023年3月までに修了見込みの者。
  - ③ 外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該外国の学校教育における16年の課程を修了した者及び2023年3月までに修了見込みの者。
  - ④ 我が国において、外国の大学の課程（その修了者が当該外国の学校教育における16年の課程を修了したとされるものに限る。）を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するもの当該課程を修了した者及び2023年3月までに修了見込みの者。
  - ⑤ 外国の大学その他の外国の学校（その教育研究活動等の総合的な状況について、当該外国の政府または関係機関の認証を受けた者による評価をうけたものまたはこれに準ずるものとして文部科学大臣が別に指定するものに限る。）において、修業年限が3年以上である課程を修了すること（当該外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該課程を修了すること及び当該外国の学校教育制度において位置づけられた教育施設であって前号の指定を受けたものにおいて課程を修了することを含む。）により、学士の学位に相当する学位を授与された者及び2023年3月までに授与される見込みの者。
  - ⑥ 専修学校の専門課程（修業年限が4年以上であることその他の文部科学大臣が定める基準を満たすものに限る。）で文部科学大臣が別に指定したものを文部科学大臣が定める日以後に修了した者及び2023年3月までに修了見込みの者。
  - ⑦ 文部科学大臣の指定した者（昭和28年文部省告示第5号）。
  - ⑧ 学校教育法第102条第2項の規定により大学院に入学した者（大学院に飛び入学した

者)であって、当該者をその後に入學させる本大学院において、大学院における教育を受けるにふさわしい学力があると認めた者。

⑨本大学院において、個別の出願資格審査により、大学を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者で22歳以上の者(2001年4月1日以前に出生した者)。

#### 4. その他

健康学研究科健康マネジメント学専攻は、既設の健康科学研究科保健福祉学専攻を基礎に設置され、両専攻の養成する人材像・教育課程は共通性がある。このことから、健康科学研究科保健福祉学専攻の在學生が健康学研究科健康マネジメント学専攻への転専攻を希望した場合は、東海大学大学院学則第36条「研究科における転科・専攻の変更は、当該學生の所属研究科及び受入研究科の研究科教授会が認めた場合、許可することがある。」に基づいて認めることがある。

### 8 教員組織の編成の考え方及び特色

#### 1) 専任教員配置の考え方及び特色

健康学研究科健康マネジメント学専攻(修士課程)は、健康社会の実現のため、子どもから高齢者まで、性別の違いや障害の有無にかかわらず、誰もが自分らしく健やかに過ごせるように、「健康」への多角的・統合的アプローチを実践し、人びとのニーズを適切に把握し、社会のあり方を変えていくための人材を育成することから、社会学・社会福祉学を基盤とする「社会科学系科目」を中心に、「メンタルヘルス系科目」、「栄養科学系科目」、「運動科学系科目」を網羅的に配置し、健康社会の実現に寄与するための研究教育活動を展開する。

そのため健康学研究科健康マネジメント学専攻(修士課程)の研究分野は、社会的健康領域(「社会科学系科目」)及び精神・身体的健康領域(「メンタルヘルス系科目」「栄養科学系科目」「運動科学系科目」)の2領域により構成し、次のとおり専任教員を配置する。

社会的健康領域においては、研究指導教員として教授6名、准教授1名、研究指導補助教員として教授1名を配置し、精神・身体的健康領域においては、研究指導教員として教授2名、准教授2名、研究指導補助教員として講師2名を配置する。

以上により、2領域において研究指導資格・職位ともに充実した教員配置となっており、ディプロマ・ポリシー及びカリキュラム・ポリシーを達成できる教員組織となっている。

#### 2) 専任教員の年齢構成と完成年度後の教員組織の将来構想

専任教員全体の年齢構成は、完成年度において、65～69歳が5名、60～64歳が1名、50～59歳が6名、40～49歳が2名であり、50歳代・40歳代の教員が専任教員全体の6割近くを占め高齢に偏り過ぎることがないことから、教育研究水準の維持向上及び教育研究の活性化に支障はないと考えている。

本学の定年齢は、「学校法人東海大学教職員定年規程」のとおりであり、完成年度までに定年を迎える教員が3名(教授3名)いるが、「学校法人東海大学大学・短大特任教員任用内規」第2条別表の規定に基づき、特任教員として完成年度まで雇用することについて「東海大学教員人事委員会」で承認されている。(資料6:「学校法人東海大学教職員定年規程」、「学校

## 法人東海大学大学・短大特任教員任用内規)

開設から完成年度までの研究活動成果・研究業績を踏まえ、完成年度後、中堅・若手教員の職位昇格及び研究指導教員資格の新規付与も想定されることから、年齢構成が高齢に偏らない、教育研究の継続に支障のない教員組織とすることを構想している。

### 9 施設・設備等の整備計画

#### 1. 校地、運動場の整備計画

健康学研究科の教育研究は、湘南校舎（神奈川県平塚市）において行う。

湘南校舎の校地面積は 547,971.85 m<sup>2</sup>であり、多目的グラウンドをはじめ複数の運動場が整備されており、芝生広場「Palette パレット」などの学生の休息できる場所やその他の利用のための適当な空地も十分に確保されているため、新たな整備計画はない。

#### 2. 校舎等施設の整備計画

校地校舎等の図面のとおり、湘南校舎5号館を中心として、専任教員研究室、大学院院生室、教室等を専用・共用として確保しており、設置届出時点において整備済みである。(資料7：院生室の見取図) これにより、健康学研究科の教育研究に支障はないため、新たな整備計画はない。

#### 3. 図書等の資料及び図書館の整備計画

図書等の整備について、健康学研究科の学問領域に関わる図書資料として、図書 18,800 冊を既に整備しており、教育研究に支障はない。引き続き開講科目及び周辺学問領域に関わる図書資料を収集して充実させる予定である。

学術雑誌については、プリント版ジャーナルと電子ジャーナルの2形態を整備する。「学術雑誌一覧」(資料8：学術雑誌所蔵一覧)のとおり、多数の学術雑誌を整備しており教育研究に支障はない。

また、既にオンライン・文献データベースが整備されており、学内の図書館をはじめ各施設、研究室、一部は学外から“SSL-VPN”を利用した24時間検索を実現している。

図書館の施設整備については、健康学研究科の学生が利用する湘南校舎の図書館の面積は 7,273 m<sup>2</sup>であり、閲覧室や東海大学蔵書検索システム (TIME-OPAC) を利用できる検索パソコンが既に整備され、教育研究に支障はないため、新たな整備計画はない。

なお、東海大学では、新型コロナウイルスの流行に伴い、遠隔授業が導入されたことを契機として電子書籍を利用できる環境を整えている。具体的には、学生や教職員がさまざまな専門分野の基本的な内容に関する電子書籍を自由に閲覧できるサービスを目指し、丸善雄松堂株式会社の「Maruzen eBook Library」(<https://elib.maruzen.co.jp/>)において、各学部の教員が推薦した各分野の基礎的・入門的な図書の中から特に選出した約 1,550 タイトルが利用可能となっている。

また、先に述べたオンライン・文献データベースにより、世界各国で刊行されている学術雑誌や国内外で発行されている主要新聞・雑誌類の記事、「世界大百科事典」「日本国語大辞典」「新英和大辞典」といった辞書類、地図データベースなど数多くのさまざまな情報を大学

の付属図書館以外の場所から検索・閲覧できる環境が整えられている。

本学では、社会情勢の変化に対応した教育研究環境を整えるべく、教員や学生が必ずしも大学の付属図書館に来なくても、書籍や情報の検索・閲覧が可能となる「非来館型サービス」を拡充していく。その一例として機関リポジトリを公開し、各学部・センター・研究所の紀要や博士学位論文を登録している。この機関リポジトリに登録したこれらの論文は、蔵書検索システムで検索できるだけでなく、国立情報学研究所のハーベスト機能によって論文ナビゲーションシステム「CiNii」へリンクされる仕組みになっている。本学の研究成果を学内や国内だけに留まらず、世界に発信できる体制の整備を進めている。

他大学図書館との連携について、本学は、私立大学図書館協会に加盟し、図書の相互貸借・文献の複写依頼のやり取りを中心に相互利用を積極的に展開している。また、国公立大学並びに外部機関とも私立大学と変わらない連携・交流関係を確立している。その実績を生かし国立情報学研究所 NACSIS - ILL の ILL 文献複写等料金相殺サービスにも参画し、充実した相互協力を展開している。

神奈川県内では神奈川県図書館協会に加盟し、その下部組織である大学図書館協力委員会に参画し、県内の大学・短期大学図書館と共通閲覧証による館内における閲覧及び文献複写を原則とする相互利用により協力活動を展開している。

## 10 管理運営

### 1. 大学全体での運営

本学には大学院運営委員会が設置されており、大学院の運営に関する基本事項、大学院の各研究科に関する重要事項、学位授与に関する事項等を審議する。健康学研究科の管理運営に関しても、該当する事項について大学院運営委員会において審議され、決定される。大学院運営委員会は原則として月1回開催される。

### 2. 健康学研究科の運営

健康学研究科長を中心に、健康学研究科の研究指導教員並びに研究指導補助教員を構成員とする健康学研究科教授会が設置されており、学生の教育・研究、学生の指導に関する事項、教員の資格審査に関する事項をはじめとする教学管理・運営上のすべて事項が審議され、大学院運営委員会で決定されるべき事項を除いて決議される。個別の議案は、研究科教務委員会、研究科評価委員会などの専門委員会に付託するが、その最終審議と決定は研究科教授会で行われる。研究科教授会は原則として月1回開催される。なお、健康マネジメント学専攻には専攻長と教務委員を置き、教務委員の補佐のもと、専攻長を議長として専攻会議を設置する。専攻会議は、健康マネジメント学専攻の教育研究体制、学生の教育・研究、学生指導、教員の研究教育の状況など、教学上のあらゆる事項について検討するとともに、健康学研究科教授会、東海大学大学院運営委員会の諸決定を専攻として実施する体制を協議する。専攻会議は必要に応じて開催する。

## 1 1 自己点検・評価

東海大学は、学長の諮問機関として東海大学評価審議会が設置され、本学における大学評価活動全般の充実を図るため、全学の教育・研究及び組織・管理運営等の点検・評価活動に係わる基本施策の策定及び実施・運営・管理に必要な事項の審議を行い、学長に答申している。

各学部・研究科には評価委員会が設置され、自己点検・評価を行うことになる。東海大学で実施している自己点検・評価活動は、機関点検・評価と教員個人の総合的業績評価に大別することができる。

### 1. 機関点検・評価

機関点検・評価は、東海大学全体の中期目標・計画に沿って、学部・研究科等を単位として中期目標・計画を立てることから始まる。策定した中期目標・計画の達成度や問題点を踏まえて自己点検・評価を行った後、学部・研究科の相互評価に付され、さらに大学評価審議会によって最終的な評価が行われて学長に報告される。学長は、これに基づいて翌年の改革改善を指揮する流れが作られている。

なお、毎年度末に、大学基準協会が定めた点検・評価項目に従って自己点検評価報告書が作成される。

### 2. 教員個人の総合的業績評価

本学では、教員個人が、その活動状況について Web を利用して登録することが定められており、登録された活動状況について、総合的業績評価システムによって評価を行う。主たる評価項目は、①研究活動、②教育活動、③学内外活動の3項目である。

研究活動については論文・著書の執筆、学会等発表状況を、教育活動については学部における教育活動、学内外活動については各種の学内運営業務の担当状況、学外における学会活動、審議会等学外の委員受託、地域貢献活動などが評価対象となる。これらは、教員の所属学部で毎年総合評価を受ける。

### 3. 認証評価及び大学全体の自己点検・評価

東海大学は、学部・大学院について、平成 29 (2017) 年度に財団法人大学基準協会による認証評価を受審し、「適合」の判定を得た。次回の認証評価は、令和 6 (2024) 年度が予定されている。財団法人大学基準協会の認証評価とともに、東海大学は、大学全体の自己・点検評価を、機関点検・評価及び教員個人の総合的業績評価などを取り入れながら毎年度実施しており、毎年度「教育研究年報」を大学のオフィシャルホームページに掲載して公表している。

## 1 2 情報の公表

本学は、学校教育法第 113 条及び学校教育法施行規則第 172 条の 2 に基づき、以下のとおり各学部及び大学院各研究科における教育研究活動等の状況について、本学のオフィシャルサイトにより広く社会に向けて開示している。



## ア 大学の教育研究上の目的に関すること

本学では、学部、大学院における教育研究上の目的を、東海大学学則、東海大学大学院学則に定めており、オフィシャルサイトの<大学の概要>において、学則の条文中の別表として公表している。

【オフィシャルサイト】 <http://www.u-tokai.ac.jp>

「教育研究上の目的」：トップ>大学の概要>学則・コンプライアンス>学則

## イ 教育研究上の基本組織に関すること

本学の教育研究上の基本組織については、オフィシャルサイトの<大学の概要>において、高等教育部門の概念図として示している。

また、学部学科及び研究科専攻の概要については、オフィシャルサイトの<教育・研究>において公表している。

【オフィシャルサイト】 <http://www.u-tokai.ac.jp>

教育研究上の基本組織：トップ>大学の概要>教育・研究組織について>高等教育部門組織概念図

学部学科及び研究科専攻の概要：トップ>教育・研究>学部・学科 大学院

## ウ 教員組織，教員の数並びに各教員が有する学位及び業績に関すること

教員組織、教員数、各教員が有する学位及び業績に関する情報については、オフィシャルサイトの<各種情報・お問い合わせ>において公表している。

【オフィシャルサイト】 <http://www.u-tokai.ac.jp>

教員組織等、各教員が有する学位及び業績に関する情報：トップ>各種情報・お問い合わせ>情報の公表>「修学上の情報等」についての公表

教員数：トップ>各種情報・お問い合わせ>情報の公表>教育研究上の情報

## エ 入学者に関する受入方針及び入学者の数，収容定員及び在学する学生の数，卒業又は修了した者の数並びに進学者数及び就職者数その他進学及び就職等の状況に関すること

入学者に関する受入方針については、オフィシャルサイトの<大学の概要>において、「アドミッション・ポリシー」として掲載している。

入学者の数、収容定員及び在学する学生の数、卒業又は修了した者の数並びに進学者数及び就職者数その他進学及び就職等の状況については、オフィシャルサイトの<各種情報・お問い合わせ>において公表している。

【オフィシャルサイト】 <http://www.u-tokai.ac.jp>

入学者に関する受入方針：トップ>大学の概要>理念・歴史>教育研究上の目的及び養成する人材像、3つのポリシー

入学者の数、収容定員及び在学する学生の数：トップ>各種情報・お問い合わせ>情報の公表>学生について>収容定員

卒業又は修了した者の数並びに進学者数及び就職者数その他進学及び就職等の状況：トップ>各種情報・お問い合わせ>情報の公表>学生について>就職者数

#### オ 授業科目，授業の方法及び内容並びに年間の授業の計画に関すること

本学では、授業の概要情報と授業の基本・詳細情報を合わせてシラバスと称し、シラバスデータベースシステムは、授業内容や授業計画を網羅した内容となっている。学生の授業選択をサポートする豊富な検索機能と、学習を進める上で有効となる最新の情報を提供しており、オフィシャルサイトの〈各種情報・お問い合わせ〉において、シラバスを公表している。

【オフィシャルサイト】<http://www.u-tokai.ac.jp>

トップ>各種情報・お問い合わせ>情報の公表>授業について>シラバス又は年間授業計画の概要

#### カ 学修の成果に係る評価及び卒業又は修了の認定に当たっての基準に関すること

学修の成果に係る評価については、オフィシャルサイトの〈教育・研究〉において公表している。

また、卒業・修了認定基準等については、オフィシャルサイトの〈各種情報・お問い合わせ〉において公表している。

【オフィシャルサイト】<http://www.u-tokai.ac.jp>

学修の成果に係る評価：トップ>教育・研究>学部・学科 大学院>教育研究上の目的及び養成する人材像、3つのポリシー

卒業・修了認定基準：トップ>各種情報・お問い合わせ>情報の公表>授業について

#### キ 校地・校舎等の施設及び設備その他の学生の教育研究環境に関すること

校地・校舎等の施設等については、オフィシャルサイトの〈各種情報・お問い合わせ〉において公表している。

【オフィシャルサイト】<http://www.u-tokai.ac.jp>

トップ>各種情報・お問い合わせ>情報の公表>学校法人東海大学 情報公開 校地・校舎面積・耐震化率・耐震化完了計画

#### ク 授業料，入学料その他の大学が徴収する費用に関すること

授業料等については、オフィシャルサイトの〈受験・入学案内〉において公表している。

【オフィシャルサイト】<http://www.u-tokai.ac.jp>

トップ>受験・入学案内>学部・学科学費 大学院学費

#### ケ 大学が行う学生の修学，進路選択及び心身の健康等に係る支援に関すること

大学が行う学生の各種支援に関することについては、オフィシャルサイトの〈学生生活〉において公表している。また、東海大学が進めている教育改革を推進するため、学生の目線に立った全学の組織的な教育改善計画（Faculty Development）を策定し、教育の質と教育力の向上を支援しており、大学のオフィシャルサイトとは別にFD推進情報サイトを開設してその取り組みを公表している。

さらに、健康推進センターでは、病気の早期発見や健康の保持増進に努め、学生及び教職員が心身ともに健康で快適なキャンパスライフを送れるようサポートし、オフィシャル

サイトでその取り組みを公表している。

【オフィシャルサイト】 <http://www.u-tokai.ac.jp>

修学支援：トップ>学生生活>学生生活サポート

キャリア就職：トップ>学生生活>キャリア就職

心身の健康等に係る支援：トップ>学生生活>健康推進センター

【FD推進情報サイト】 <http://jpn.esc.u-tokai.ac.jp/>

【健康推進室サイト】 <http://www.tsc.u-tokai.ac.jp/pubhome/hokenc/>

## コ その他（教育上の目的に応じ学生が修得すべき知識及び能力に関する情報，学則等各種規程，設置認可申請書，設置届出書，設置計画履行状況等報告書，自己点検・評価報告書，認定評価の結果 等）

本学における「アドミッション・ポリシー（入学者受入れの方針）」、「カリキュラム・ポリシー（教育課程の編成・実施の方針）」、「ディプロマ・ポリシー（学位授与の方針）」については、オフィシャルサイトトップページの<大学の概要>において、「教育研究上の目的及び養成する人材像、3つのポリシー」として掲載している。

なお、この中で学位論文に係る評価に当たっての基準についても記載している。

学則については、オフィシャルサイトトップページの<大学の概要>において、「学則」として、東海大学大学院学則、東海大学学則を、それぞれ掲載している。

設置認可申請書・設置届出書及び設置計画履行状況報告書については、オフィシャルサイトトップページの<各種情報・お問合せ>において掲載している。

本学における自己点検評価活動、及び平成29年度に受審した第三者評価の結果については、オフィシャルサイトトップページの<大学の概要><学則・コンプライアンス>において、「自己点検評価活動」として掲載している。

【オフィシャルサイト】 <http://www.u-tokai.ac.jp>

アドミッション・カリキュラム・アカデミックポリシー：トップ>大学の概要>教育研究上の目的及び養成する人材像、3つのポリシー

学則：トップ>大学の概要>学則・コンプライアンス>学則

設置認可申請書・設置届出書及び設置計画履行状況報告書：トップ>各種情報・お問い合わせ>情報の公表>学部、研究科等に係る「設置申請・届出書」及び「設置計画履行状況報告書」

自己点検評価活動、第三者評価の結果：トップ>大学の概要>学則・コンプライアンス>自己点検評価活動

## 1.3 教育内容等の改善のための組織的な研修等

### 1. 全学での取り組み

東海大学では、FDを専門に担当する職員を配置し、組織的・継続的なFD活動（SD活動を含む）を推進している。全学での取組としては、教育活動の活性化を図ることを目的に、学内・外から講師を招き、全学共通の内容を盛り込んだ「FD・SD研修会」を開催し、教員だけでなく事務職員や技術職員などの大学職員を対象とした、管理運営や教育・研究支援までを含めた資質向上のための組織的な研修を実施している。過去5年間における「FD・SD研修会」の開催実績は下表に示すとおりである。

全学部・研究科対象FD/SD	
開催日時	テーマ
2017年6月27日（火）17:15～19:00	LGBTsとの共生：大学でできること
2018年1月22日（月）17:00～18:30	IBMのダイバーシティとイノベーション～大学と学生に望むもの～
2018年6月19日（火）17:15～19:00	「4つの力」のアセスメント ～実施結果報告から見えてくる本学の実像～
2018年12月10日（月）17:15～19:00	「東京都市大学の取り組み –主体的学修と卒業時の質保証の実現に向けて–」
2019年7月29日（月）17:15～19:00	教育の質を担保するためのポリシー策定からアセスメントまで～授業設計からアセスメントへのつながり～
2019年11月22日（金）17:15～19:00	学修成果への挑戦～関西国際大学の事例を踏まえ～
2020年1月14日（火）17:15～19:00	勝ち抜くための組織づくり
2020年9月14日（月）	遠隔授業の留意点～『遠隔授業についてのアンケート』結果から見えてきたこと～
2021年9月15日（水）	私立大学における合理的配慮

また、本学では、教員相互の授業参観を通じて、優れた授業の展開や組織としての教育力の向上につなげようとの観点から、「授業公開」をFD活動の重要な手段のひとつとし、授業参観を展開している。2021年度においては、「東海大学 Teaching Award」（学生の「授業についてのアンケート」の結果から選ばれた優れた授業を行う教員を大学として表彰する制度）の2020年度受賞者の担当授業について授業参観を実施した。

## 2. 研究科での取り組み

健康学研究科の設置にあたり基礎となる既設の健康科学研究科において、教育内容等の改善のための組織的な研修等（FD）を実施している。過去5年間におけるFD研修会の開催実績は下表に示すとおりである。

健康科学研究科教員を対象として、2019年度以降は、年度内複数回開催し、毎回8割前後の教員が参加している。講義・演習へ効果的に即応的に取り入れられるような実践的なテーマを取り挙げており、学外講師を招く、グループワークを取り入れる等、研修方法を工夫している。

以上実施してきた取組を継承し、健康学研究科設置後においても、教育研究体制の向上のため、引き続き教育内容等の改善のための組織的な研修を充実させていく。

健康科学研究科教員対象FD研修会開催実績		
開催日時	テーマ	参加人数
2017年9月20日（木）17:00～18:30	創造性を生み出すパブリックアチーブメント（PA）型教育	31
2018年9月18日（火）17:00～18:30	アクティブラーニングの狙いと授業への導入法～主体的・対話的で深い学びを可能とするために～	35
2019年1月29日（火）16:40～18:20	アクティブラーニングの実際の教育への応用	31
2019年6月19日（水）16:40～18:10	公開講座「医療・福祉における死生観」	22
2019年9月18日（水）17:30～19:10	当事者の語りを対象理解につなげるための教育上の工夫	28
2020年1月31日（金）16:40 - 18:10	当事者の語りの教育への応用を考える	29
2020年11月2日（水）17:30～19:10	遠隔授業の実践における工夫と評価、今後の課題	34
2021年3月19日（金）16:30 - 18:00	多職種連携教育を考える	36
2021年9月14日（火）17:00-18:30	研究不正とその背景にあるもの－研究者・指導者として求められる姿勢とは－	38
2021年11月1日（月）16:30～18:00	教員の働き方と健康管理	33

以上

設置の趣旨等を記載した書類  
健康学研究科

【資料目次】

- 資料1 健康学研究科健康マネジメント学専攻 養成する人材と教育課程との関係図  
…p. 2
- 資料2 履修モデル…p. 3
- 資料3 修了までのスケジュール…p. 5
- 資料4 「東海大学「人を対象とする研究」に関する指針」、「東海大学「人を対象とする研究」に関する倫理委員会規程」…p. 7
- 資料5 基礎となる学部との関係…p. 13
- 資料6 「学校法人東海大学教職員定年規程」、「学校法人東海大学大学・短大特任教員  
任用内規」…p. 14
- 資料7 院生室の見取図…p. 19
- 資料8 学術雑誌所蔵一覧…p. 20

# 健康学研究科健康マネジメント学専攻 養成する人材と教育課程との関係図

## 養成する人材

- ①健康を多角的・統合的に理解し、人びとや社会のニーズを科学的根拠に基づいて適切に把握し、分析するための研究手法をもった人材
- ②社会的健康を基盤とした関連する多様な分野の高度な知見を有し、健康に関する社会的課題に対して解決策を構想できる人材
- ③健康社会の実現に向けた合理的アプローチと、実社会へ還元するためのマネジメント力・研究力・発信力をもった人材

③健康社会の実現に向けた合理的アプローチと、実社会へ還元するためのマネジメント力・研究力・発信力を養う

ゼミナール科目 「健康学研究1」「健康学研究2」「健康学研究3」「健康学研究4」

※赤字の科目は必修・選択必修科目

専門科目(社会的健康領域)

フィールドワーク科目

「フィールドワーク  
実習A・B」

専門科目(精神・身体的健康領域)

「精神保健福祉特論」  
「障害者心理学特論」  
「健康栄養マネジメント特論」

「健康社会特論」  
「健康社会政策特論」  
「地域健康政策特論」  
「ソーシャルワーク特論」  
「地域福祉特論」  
「子ども家庭福祉特論」  
「高齢者福祉特論」  
「介護福祉特論」

「応用健康科学特論」  
「健康運動心理学特論」  
「トレーニング科学特論」  
「健康情報解析法特論」

基礎科目

「健康学研究概論1」 「量的研究法」  
「健康学研究概論2」 「質的研究法」

②社会的健康を基盤とした関連する多様な分野の高度な知見を有し、健康に関する社会的課題に対して解決策を構想できる力を養う

①健康を多角的・統合的に理解し、人びとや社会のニーズを科学的根拠に基づいて適切に把握し、分析するための研究手法を身につける

健康学部 健康マネジメント学科

## 履修モデル

【目指す人材像】 公共機関の福祉専門職や健康づくり・福祉行政の担い手

	必修科目 (10 単位)	選択科目 (20 単位以上) (*選択必修 8 単位以上)	各学期の学修内容
1 年次 前期	健康学研究概論 1 (2 単位) 量的研究法 (2 単位) 健康学研究 1 (2 単位)	*健康社会特論 (2 単位) *ソーシャルワーク特論 (2 単位) *地域福祉特論 (2 単位) *高齢者福祉特論 (2 単位) トレーニング科学特論 (2 単位)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・身体・精神・社会的健康領域の研究手法・研究成果の概要を学ぶ。また、社会学・社会福祉学の最前線の議論や知見に触れ、論理的思考力と構想力を養う。</li> <li>・担当指導教員のもと、自身の研究分野に関連する研究テーマの可能性について考究する。</li> </ul>
1 年次 後期	健康学研究概論 2 (2 単位) 質的研究法 (2 単位) 健康学研究 2 (2 単位)	*健康社会政策特論 (2 単位) *子ども家庭福祉特論 (2 単位) 精神保健福祉特論 (2 単位) 健康運動心理学特論 (2 単位) フィールドワーク実習 B (1 単位)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・前期と同様、身体・精神・社会的健康領域の研究手法・研究成果の概要を学ぶ。また、社会学・社会福祉学以外の分野(心理学、栄養学、体育学等)の最前線の議論や知見に触れ、論理的思考力と構想力を養う。</li> <li>・修士論文のための研究計画の作成に着手し、必要に応じて、ウィンターセッションを活用したフィールドワークを実施する。</li> </ul>
2 年次 前期	健康学研究 3 (2 単位)	*地域健康政策特論 (2 単位) 健康栄養マネジメント特論 (2 単位) 健康情報解析法特論 (2 単位)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・研究計画の精緻化や必要に応じてパイロットサーベイを実施し、修士論文中間報告会で発表を行う。</li> </ul>
2 年次 後期	健康学研究 4 (2 単位)		<ul style="list-style-type: none"> <li>・修士論文の構成と各章の執筆、推敲に関する指導を受け、論文を完成させる。修士論文発表会で発表を行う。</li> </ul>



【目指す人材像】健康関連産業の研究開発・企画職

	必修科目 (10 単位)	選択科目 (20 単位以上) (*選択必修 8 単位以上)	各学期の学修内容
1 年次 前期	健康学研究概論 1 (2 単位) 量的研究法 (2 単位) 健康学研究 1 (2 単位)	*健康社会特論 (2 単位) *地域健康政策特論 (2 単位) *高齢者福祉特論 (2 単位) トレーニング科学特論 (2 単位)	<ul style="list-style-type: none"> <li>身体・精神・社会的健康領域の研究手法・研究成果の概要を学ぶ。また、社会学・社会福祉学の最前線の議論や知見に触れ、論理的思考力と構想力を養う。</li> <li>担当指導教員のもと、自身の研究分野に関連する研究テーマの可能性について考究する。</li> </ul>
1 年次 後期	健康学研究概論 2 (2 単位) 質的研究法 (2 単位) 健康学研究 2 (2 単位)	*健康社会政策特論 (2 単位) *子ども家庭福祉特論 (2 単位) *介護福祉特論 (2 単位) 応用健康科学特論 (2 単位)	<ul style="list-style-type: none"> <li>前期と同様、身体・精神・社会的健康領域の研究手法・研究成果の概要を学ぶ。また、社会学・社会福祉学以外の分野（心理学、栄養学、体育学等）の最前線の議論や知見に触れ、論理的思考力と構想力を養う。</li> <li>修士論文のための研究計画の作成に着手する。</li> </ul>
2 年次 前期	健康学研究 3 (2 単位)	障害者心理学特論 (2 単位) 健康栄養マネジメント特論 (2 単位) 健康情報解析法特論 (2 単位)	<ul style="list-style-type: none"> <li>研究計画の精緻化や必要に応じてパイロットサーベイを実施し、修士論文中間報告会で発表を行う。</li> </ul>
2 年次 後期	健康学研究 4 (2 単位)		<ul style="list-style-type: none"> <li>修士論文の構成と各章の執筆、推敲に関する指導を受け、論文を完成させる。修士論文発表会で発表を行う。</li> </ul>

## 修了までのスケジュール

	提出日等	提出先 (会場)	学生	研究指導教員	Research Committee	各種委員会
<b>1 年次</b>						
研究指導員の決定	4月上旬		研究指導教員を決定する			教務委員会: 新入生ガイダンスを実施する
履修計画書の提出	4月上旬	研究指導教員	「履修計画書」を提出する	提出された「履修計画書」に基づいて、科目の履修について指導する。		
テーマ発表会	1月下旬	未定	教員・学生にテーマを報告し、広く助言を求める	発表会準備及び発表会での助言・意見等の整理のための指導を行う		教務委員会: 運営計画を立案する 研究科教授会: 運営計画案を審議する
<b>2 年次</b>						
研究計画案の提出	5月上旬	専攻長	研究計画案を作成することにより、研究プロセスを自覚する	実現可能で意義のある研究となるよう指導する		
RCメンバーの確定	5月中	専攻長	研究指導教員と相談の上研究遂行のために必要な助言を受けられるように RC メンバーを選び、該当教員の承諾を得る	研究計画案に基づき RC メンバーの選考についての指導を行う	学生の相談を受け、RC メンバーの諾否を検討する	
倫理委員会への審査申請	毎月中旬(8月を除く) 6月を目標に	研究指導教員	所定の研究計画書および審査申請書を作成する	①研究計画書を検討し、研究倫理委員会に提出できよう指導を行う ②審査申請書の作成のための指導を行う	研究計画書を検討し、研究倫理委員会に提出できよう指導を行う	
中間発表会	9月下旬	未定	教員・学生に中間結果を報告し、広く助言を求める (パワー	発表会準備及び発表会での助言・意見等の整理のための指導を行う	発表会準備及び発表会での助言・意見等の整理のための指導を行う	教務委員会: 修士論文担当委員が中心となり、運営計画を立案する

			ポイント作成)			研究科教授会:運営計画案を審議する
副査の決定	11月末					教務委員会:事前に選定案を作成・配布する 研究科教授会:選定案を審議する
修士論文(副本)の提出	12月下旬	専攻長	修士論文(4部)を提出する	研究指導に対する最終責任をもつ	求めに応じて必要な助言を与える	
修士論文の審査		専攻長		修士論文審査結果判定用紙に合否判定を記載し、口頭試問の翌日までに提出する		
口頭試問	1月上旬	専攻長	「条件つき合」の場合は、研究指導教員の指示の下に論文の修正を行う	「条件つき合」の場合は、論文修正の指導を行う		
修正期間(条件付き合格の場合)		主査(または主査+副査)	修正後の論文は、修正期間中に主査(または主査+副査)に提出する			
「修士論文審査結果報告書」の提出	1月下旬	専攻長	主査(または主査+副査)から、最終的な修正確認を受ける	修正後の論文を最終審査し、「修士論文審査結果報告書」を専攻長に提出する		
修士論文発表会	1月下旬	未定	発表会で使用する抄録集作成のため、発表会の1週間前までに抄録を提出する	発表会の司会を務める		教務委員会:修士論文担当委員(学生委員を含む)が中心となり、論文発表会の運営計画を立案する
合否判定会議	1月下旬	未定				研究科教授会
修士論文(正本)の提出	2月上旬	研究科長	修士論文最終版1部を提出する			

○東海大学「人を対象とする研究」に関する指針

(制定 2011年4月1日)

改訂 2013年1月1日 2017年8月1日  
2021年4月1日

(目的)

第1条 この指針は、東海大学（以下「本学」という。）における人を対象とする研究が、ヘルシンキ宣言及び国の関連指針や個人情報保護に関する法律等を遵守した上で、適正に実施されるように、実験や調査等を計画し実施する際に遵守すべき事項を示すことを目的とする。

(定義)

第2条 この指針において、次の各用語は、それぞれ次のことを意味する。

- (1) 「人を対象とする研究」とは、個人を特定できるヒト由来の試料及びデータ（生活や行動、嗜好、印象等の情報も含む。以下「個人情報等」という。）を用いる研究を含む、人を対象として行われる全ての研究をいう。
- (2) 「研究責任者」とは、本学において、人を対象とする研究等を計画し、実施する責任を負う教職員をいう。
- (3) 「研究実施者」とは、研究責任者及びその指揮の下に、これに協力あるいは補助にあたる者をいう。
- (4) 「研究対象者」とは、人を対象とする研究において研究の対象となる者、研究の対象となることを求められた者又は人を対象とする研究に用いようとする個人情報等を提供する者をいう。研究対象者には、個人、特定集団、不特定集団が含まれる。
- (5) 「外部機関等」とは、企業、他大学、各種の研究機関、国・地方公共団体、その他の団体又は個人をいう。
- (6) 「上長」、「所属長」とは、学校法人東海大学勤務規則第4条に定める者をいう。

(適用範囲)

第3条 この指針は、本学において行われる全ての人を対象とする研究に適用される。なお、授業、演習、実習、課外活動等において、教育の一環として行われる個人情報等の収集には適用しない。また、医学部及び総合医学研究所にあつては、別に規程を定める。

(研究の基本)

第4条 人を対象とする研究は、その研究を正当化するに足る科学的及び倫理的な原則に基づいて行われなければならない。人を対象とする研究は、可能な限り生体を用いない実験及び動物実験又はその他の科学的に確立された事実を基礎とするものでなければならない。

- 2 研究責任者は、研究に際して、研究対象者への身体的、精神的負担及び苦痛を最小限にするよう努めなければならない。

(学長の責務)

第5条 学長は、本学における人を対象とする研究が、適正かつ安全に実施されるよう業務を総括する。

- 2 学長は、人を対象とする研究が適正かつ安全に実施されるよう次に定める任務を行う。

その際には、東海大学 Policy・Working・Meeting「人を対象とする研究」に関する倫理委員会（以下「倫理委員会」という。）に諮問しなくてはならない。

- (1) 研究が適正かつ安全に行われるために必要な基本的事項を定めること。
- (2) 申請のあった研究計画について、当該研究の実施の可否を決定すること。
- (3) 指針に反して研究が実施されているとき、研究方法の改善に関する勧告、研究計画の変更又は中止、研究の承認の取消し等を行うこと。

（上長の責務）

第6条 人を対象とする研究を実施しようとする者の上長は、所属長を通じて当該研究の適正な実施に関し、管理及び監督をしなければならない。

（研究責任者の責務）

第7条 研究責任者は、所属長を経由し上長の了承を得た上で、学長に研究計画書及び関連書類を提出し、承認を得なければならない。

- 2 研究責任者は、自らの指揮の下に研究に携わる者に対し、この指針に従って行動するように訓練し、監督する責任を負う。
- 3 研究責任者は、予見し得る研究対象者への危険性をできる限り排除するよう努め、研究対象者の生命と健康を守らなければならない。
- 4 研究責任者は、人を対象とした研究を行おうとする場合には、研究対象者に対して研究目的、研究計画及びあらかじめ予見し得る危険性について、分かりやすく説明しなければならない。
- 5 研究責任者は、研究対象者から得た個人情報の保護のために必要な措置を講じなければならない。
- 6 人を対象とする研究に関する責任は、原則として研究を遂行する側にあり、研究対象者の同意の如何にかかわらず、研究責任者は、研究対象者に責任を転嫁してはならない。
- 7 研究責任者は、研究が継続されれば研究対象者に危害が及ぶ可能性があるとは判断するときは、直ちにその研究計画を変更し実施する又は研究を中止しなければならない。
- 8 研究責任者は、学長が承認した人を対象とする研究の実施期間終了後、すみやかに所定の様式による研究結果報告書を学長に提出しなければならない。
- 9 研究責任者は、学外機関等から個人情報等を得て研究を実施する場合は、倫理委員会の審査を経て学長の承認を受けなければならない。
- 10 学外機関等に個人情報等の提供を行う者は、研究対象者から提供に係る同意を得なければならない。又、倫理委員会の審査を経て学長の承認を受けなければならない。

（研究対象者の同意）

第8条 研究対象者が、研究について十分な説明を受け、自由意志に基づいた同意がある場合でなければ、人を対象とする研究を行ってはならない。

- 2 研究対象者は、いかなる強制・拘束を受けることなく、研究への参加及び離脱の如何を決定する権利が保証されなければならない。
- 3 研究対象者の同意は、原則として同意書に表明されなければならない。
- 4 研究対象者に同意する能力がないと判断されるときは、本人に代わって同意することが正当と認められる代諾者（研究対象者の親権を有する者、配偶者、後見人その他これに準ずる者で、両者の生活の実質からみて、本人の最善の利益を図りうる者をいう。）

の同意をもって本人の同意とすることができる。

- 5 研究対象者が外部機関に属する場合、研究対象者本人の同意とともに、研究対象者の属する機関の長又は責任者の同意を必要とする。

(倫理委員会)

第9条 学長からの諮問を受けて、その研究及び研究計画の内容について審査をするため、本学に倫理委員会を置く。

- 2 この倫理委員会の組織及び運用に関し必要な事項は、別に定める。

(指針の改廃)

第10条 この指針の改廃は、倫理委員会の議を経て、学長が決定する。

付 則

この指針は、2011年4月1日から施行する。

付 則 (2013年1月1日)

- 1 この指針は、2013年1月1日から施行する。
- 2 この指針は、2013年4月1日以降を実施期間とする「人を対象とする研究」から適用する。

付 則 (2021年4月1日)

この指針は、2021年4月1日から施行する。

○東海大学 Policy・Working・Meeting 「人を対象とする研究」に関する倫理委員会  
規程

(制定 2011年4月1日)

改訂 2013年4月1日 2015年4月1日

2017年8月1日 2021年4月1日

(趣旨)

第1条 この規程は、東海大学「人を対象とする研究」に関する指針（以下「指針」という。）第9条第2項に基づき、東海大学 Policy・Working・Meeting 「人を対象とする研究」に関する倫理委員会（以下「倫理委員会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定める。

(目的)

第2条 倫理委員会は、東海大学（以下「本学」という。）における人を対象とする研究が、指針に遵うものであるか否かを提出された研究計画書及び関連書類（以下「研究計画書等」という。）に基づいて審査することを目的とする。

(組織)

第3条 倫理委員会は、次の委員をもって構成し、委員は、学長が委嘱する。

- (1) 研究担当のユニバーシティビューローゼネラルマネージャー
- (2) 自然科学分野に関する教員 3名
- (3) 人文社会科学分野に関する教員 2名
- (4) 法律学を専門とする教員 1名
- (5) 医師免許を持つ者 1名
- (6) 学外有識者 1名
- (7) その他学長が必要と認める者

2 委員は、男女両性で構成する。

(委員長及び副委員長)

第4条 倫理委員会に委員長及び副委員長を置く。委員長は、前条の委員から学長が指名し、副委員長は、前条の委員から委員長が指名する。

2 委員長は、委員会を招集し、会議を主宰する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代行する。

(任期)

第5条 委員の任期は、2年とし再任を妨げない。

2 委員に欠員が生じたとき、あらたに任命された委員の任期は、残存期間とする。

(定足数及び決議)

第6条 倫理委員会は、委員の3分の2の出席をもって成立する。

2 前項の場合において、倫理委員会に付議される事項につき書面をもって、あらかじめ意思を表示した者は、出席者とみなす。

3 委員会の議事は、委員長を除く出席委員の過半数によって決し、可否同数のときは、委員長が決する。

(審査事項)

第7条 倫理委員会は、学長の諮問を受けて次の事項を審査し、学長に答申する。

- (1) 人を対象とする研究の倫理に関する基本的事項に関すること。
- (2) 人を対象とする研究計画と指針との適合性を審査すること。
- (3) その他、必要と認められる事項。

(審査の方針)

第8条 倫理委員会は、提出された研究計画書等を審査する場合は、次の事項に留意し、審査しなければならない。

- (1) 対象者の安全性の確保に関すること。
- (2) 対象者の尊厳と権利を擁護すること。
- (3) 対象者のインフォームドコンセントを保障すること。
- (4) 研究の科学的貢献度、その研究計画の合理性に関すること。

(審査の方法)

第9条 学長の諮問を受けたときは、委員長は、これを委員会の審査に付さなければならない。

- 2 委員長が必要と認めたときには、研究責任者に対し、倫理委員会に出席を求め研究計画の内容について説明を求めることができる。
- 3 委員長が必要と認めたときには、倫理委員会の承諾を得て委員以外の者の出席を求め、意見を聴取することができる。
- 4 審査の判定は、次のいずれかとする。

- (1) 承認
- (2) 条件付承認
- (3) 変更の勧告
- (4) 不承認
- (5) 非該当

(計画変更の審査)

第10条 承認された研究計画の変更については、原則として、倫理委員会の審査を経なければならない。ただし、研究の本質に関わることのない軽微な変更については、この限りでない。

- 2 委員長及び副委員長は、研究計画の変更が研究の本質に関わることのない軽微な変更と判断するときは、倫理委員会の審査を経ずに、その合意によって研究計画の変更を許可することができる(迅速審査) 委員長は、迅速審査を行ったときは、これを倫理委員会に報告しなければならない。

(審査の結果)

第11条 研究計画について倫理委員会で審査された結果は、速やかに文書をもって学長に報告する。

- 2 審査の結果には、その理由を付記する。
- 3 倫理委員会の審査に係る資料及び議事録は、原則として公表し、5年間保存しなければならない。

(勧告)

第12条 学長は、指針に反して研究を行う研究者があると認めたときは、倫理委員会に



調査を求めることができる。

2 倫理委員会は、必要な調査を行い、勧告等の必要な措置につき、学長に答申する。

(事務局)

第13条 倫理委員会に関する事務は、ビーワンオフィスが行う。

(規程の改廃)

第14条 この規程の改廃は、倫理委員会の議を経て学長が決定する。

付 則

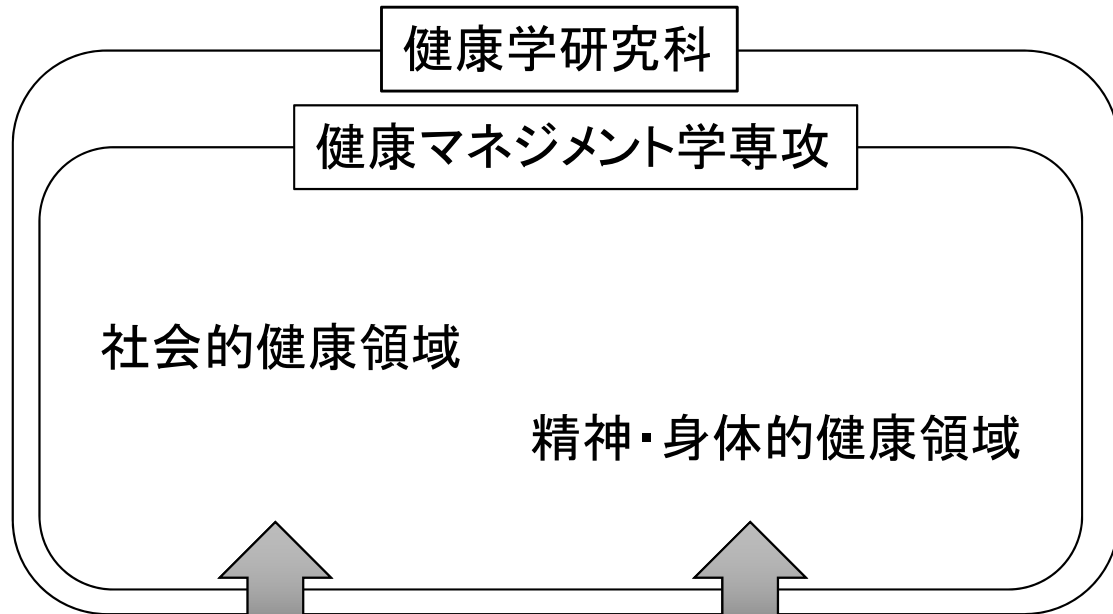
この規程は、2011年4月1日から施行する。

付 則 (2021年4月1日)

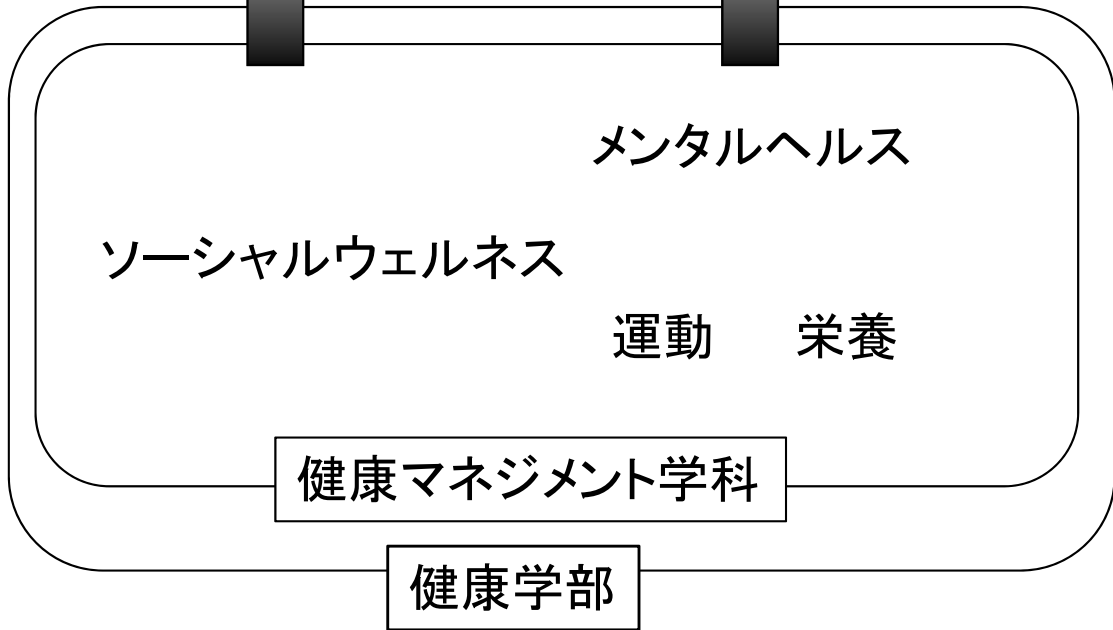
この規程は、2021年4月1日から施行する。

# 基礎となる学部との関係

大学院修士課程



学部学士課程



○学校法人東海大学教職員定年規程

(制定 昭和28年6月1日)

改訂 昭和43年4月1日 昭和63年4月1日  
 1991年6月17日 1994年4月1日  
 2000年4月1日 2003年4月1日  
 2004年4月1日 2006年4月1日  
 2007年4月1日 2011年4月1日  
 2012年4月1日 2013年4月1日  
 2017年4月1日

第1条 学校法人東海大学に勤務する専任の教職員の定年は、次のとおりとする。

教員

職種	区分	身分	資格	定年齢
教員	大学院・大学 短大・研究所等		教授	65
			准教授・講師・ 助教・助手	62
	高等学校・中等部 小学校・幼稚園	教諭・養護教諭 司書教諭	上級職1種・2種	65
			中級職1種・2種	62
			一般職1種	62
		助教諭	一般職2種	60
	2004年4月1日以後の採用者	教諭・養護教諭 司書教諭	一般職1種	60

職能資格制度を適用する職員

職種	区分	身分	資格	定年齢
職員	事務		参与・副参与 参事・副参事	65
			主事・副主事	62
			主査・職員一級 職員二級	60
	技術		主席技師・主任技師 技師	65
			技師補・上級技術員	62
			一級技術員・技術員 初級技術員	60
	看護		1等級～4等級	65
			5等級～7等級	62
			8等級以下	60
	保健		主席保健技術員・副主席保健技術員 主任保健技術員	65

			上級保健技術員一・上級保健技術員二	62
			中級保健技術員・保健技術員・初級保健技術員	60

職能資格制度を適用しない職員

職種	区分	身分	資格	定年齢
職員	船舶		船長・機関長	65
			一等航海士，一等機関士，通信長，事務長，次席一等航海士，次席一等機関士，二等航海士，二等機関士，次席二等航海士，次席二等機関士，三等航海士，三等機関士，次席三等航海士，次席三等機関士，小型舟艇船長，小型舟艇機関長，小型舟艇甲板長，甲板長，操機長，司厨長	62
			操舵手，操機手，調理手，甲板員，機関員，司厨員	60
	その他		課長職以上の管理職	65
			上記以外の役職	62
			上記以外の職員	60

第2条 定年による退職は、定年に達した日の属する年度末日とする。

第3条 定年令の計算は、「年令計算ニ関スル法律」及び「民法」第143条による。ただし、2000年3月31日までに採用された教職員についてはこれを適用しない。

第4条 教育上又は経営上必要と認められた者については、第1条の規定を適用しない。

第5条 「高年齢者等の雇用の安定等に関する法律」により定年退職後に継続雇用する場合は、「学校法人東海大学大学・短大非常勤教員規程」，「学校法人東海大学初等中等教育機関非常勤講師規程」及び「学校法人東海大学臨時職員規程」を適用する。なお、継続雇用における条件については、「学校法人東海大学高齢者継続雇用運用細則」による。

付 則

- 1 この規程は、昭和28年6月1日から施行する。
- 2 この規程の施行にあたって必要な細則については、別に定める。

付 則（2017年4月1日）

この規程は、2017年4月1日から施行する。

○学校法人東海大学大学・短大特任教員任用内規

(制定 2017年4月1日)

改訂 2020年4月1日

(目的・趣旨)

第1条 学校法人東海大学大学・短大特任教員任用内規（以下「この内規」という。）は、「学校法人東海大学特任教職員任用規程」（以下「規程」という。）に定める特任教職員のうち、大学・短大の特任教員（以下「特任教員」という。）の任用についての運用を定めることを目的とする。

(個別管理区分)

第2条 特任教員の各人の雇用条件を、雇用契約書等で提示することを目的として、規程第3条に定める個別管理区分は、次の項目とし、詳細を別表に定めるものとする。

- (1) 採用区分
- (2) 職務区分
- (3) 所属及び勤務地
- (4) 資格
- (5) 1回の雇用期間
- (6) 授業責任時間
- (7) 招聘の有無
- (8) 年俸額
- (9) 教育及び研究に関する経費配算
- (10) 外部資金要件
- (11) その他

(限度年齢)

第3条 規程第4条及び第5条の定めその他、次の各号の満年齢に達する年度末を契約期間の限度とする。

- (1) 教授 65歳
  - (2) 准教授以下 62歳
- 2 原則として教授に限り、専任定年後に継続して雇用することができる。その場合、限度年齢は68歳とするが、特段の事情がある場合は、稟議により、70歳に達する年度末までを限度とすることができる。
- 3 本条における年齢の計算は、「年齢計算ニ関スル法律」及び「民法」第143条による。
- (契約更新に関する条件)

第4条 特任教員の契約は、次の各号のいずれかに該当する場合、更新を行わないものとする。

- (1) 担当する授業科目が減少し、授業責任時間を満たさないとき。
- (2) 担当する業務がなくなったとき。
- (3) 担当する研究プロジェクトが終了したとき。
- (4) 外部資金要件の者については、人件費、研究費等の経費全額を充足し得る外部資金が確保できないとき。
- (5) その他、雇用契約書等に定める契約内容が遵守されないとき。

(専任への任用変更)

第5条 特任教員が専任教員への任用変更を希望する場合、人事計画に基づき、公募する教員採用に応募することができる。ただし、専任定年後の継続雇用者を除く。

2 専任教員と同等の職務に就く特任教員は、所属学部等より推薦があった場合、所定の専任採用審査を受けることができる。このとき、在職中の教育・研究の業績及び勤務実績のほか、学生指導、学部学科等所属する組織の運営業務、大学内外の各種業務等の担当について評価する。

付 則

1 この内規は、2017年4月1日から施行する。

2 (経過措置)

規程の付則第3項に定める経過措置を適用する特任教員第3種の任用手続は、規程の制定に伴い、任用に係る委員会を廃止するため、他の特任教員と同様とする。

付 則 (2020年4月1日)

この内規は、2020年4月1日より施行する。

### 別表

個別管理区分	内 容
(1)採用区分	新採用, <u>再採用</u> , 再雇用
(2)職務区分	教育・研究の職務を主に担当, 教育を主に担当, 研究を主に担当, 診療を主に担当, その他
(3)所属及び勤務地	各機関に定める所属及び勤務地
(4)資格	教授, 准教授, 講師, 助教, 助手
(5)1回の雇用期間	1回の雇用期間は1か年度毎とする。専任への任用変更は原則として5か年度以内とする。 最長雇用期間は9か年度とし、外部資金を要件とする者については、外部資金未確保の場合は更新しない。
(6)授業責任時間	職務内容に応じて3コマ, 6コマ, 10コマ, その他 専任定年後の継続雇用者は原則として3コマとする。
(7)招聘の有無	大学による招聘にて採用された者は、成果に応じて給与に特別加算することができる。ただし、専任定年後の継続雇用者を除く。
(8)年俸額	職務による諸手当については年俸額に含むものとする。実績による諸手当については、実績に応じて別途支給する。
(9)教育及び研究に関する経費配算	特定の診療を行う職務の教員を除き、職務内容に応じて、研究費又は教育開発費を配算する。
(10)外部資金要件	該当する外部資金の要件及び名称
(11)その他	<u>上記個別管理区分に定める他、特別の事情のある場合は、必要に応じて記載する。</u>

(注) 採用区分の内容は、次のように定める。

(1) 新採用

新たに特任教員として雇用契約を締結すること。

(2) 再採用

専任退職後、引続き特任教員として雇用契約を締結すること。

(3) 再雇用

退職した者が、一定の期間を経て、再度雇用契約を締結すること。

# 院生室の見取図

